

消費・安全対策交付金実施要領

制 定 平成17年4月1日 16消安第10272号
最終改正 令和2年3月31日 元消安第6114号
元生産第2151号

第1 趣旨

消費・安全対策交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16消安第10270号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定める消費・安全対策交付金（以下「本交付金」という。）の実施の取扱いについては、要綱によるほか、本通知に定めるところによるものとする。

第2 目標値設定に当たっての根拠及び留意事項

要綱別表2の目標値の欄における各目標の目標値設定に当たっての根拠及び留意事項は、別表1のとおりとする。

第3 事業メニューの実施に当たってのガイドライン

- 1 要綱第2の1の（2）農林水産省消費・安全局長及び生産局長（以下「消費・安全局長等」という。）が別に定めるガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、別添1のとおりとする。
- 2 事業実施主体は、アからキまでに掲げる事項を内容とする事業を実施する場合には別添1によるほか、それぞれ以下の点に留意するものとする。

ア 協議会等の開催

協議会等の開催に伴う経費には、旅費、謝金及び資料作成費等を含むものとするが、協議会の開催上真に必要なものに限るものとする。

イ 研修会等の開催

研修会等の開催に当たり、参加者から参加費用を徴収する場合、徴収した額と交付金との合計額が開催経費を上回らないこととする。

ウ 生産資材の購入等

モデル農家やほ場において、新しい技術の検証等を行う場合であって生産資材等を購入する必要がある場合には、本事業実施による掛かり増し分に限り交付金の対象とする。

エ 農業用機械施設の整備（リース等を含む。）

農業用機械施設の交付対象の基準については、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）、農業用機械施設の補助対象範囲の基準について（昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連名通知）及び補助事業により導入する農業機械に係る審査の適正化等について（昭和60年4月5日付け60農蚕第1947号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連名通知）の定めるところによる。

オ 電子情報処理システム等の開発

本交付金により電子情報処理システムやコンピュータ・プログラムを開発する場合にあっては、事業の実施に必要なものに限り交付金の対象とする。

カ 地域提案型事業

要綱第3の1の(2)の地域提案型事業に対する交付金額の合計は、要綱別表1の1の食料安全保障確立対策推進交付金及び同表の2の食料安全保障確立対策整備交付金ごとに、それぞれ都道府県及び政令指定都市(以下「都道府県等」という。)ごとの交付金総額の20%を超えないものとする。

地域提案型事業の交付率は、類似の事業メニューの交付率を準用する。

なお、この場合の事業メニューは、目標値の達成のために必要であるものに限るものとし、農家等の個人の資産の形成につながるもの等は交付金の対象としない。

キ 人件費が発生する事業

事業の実施に要する人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号経理課長通知)及び「委託事業における人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第961号経理課長通知)に基づき適切に算定するものとする。

3 要綱別表1の事業実施主体の欄の「営農集団」は、次のア及びイの要件を満たしているものとする。

ア 農事組合法人以外の農地所有適格法人であること。

イ 法人格を有するものであって、受益農家数は3戸以上であること。

4 要綱別表1の事業実施主体の欄の「特認団体」は、次のア及びイの要件を満たしているものとする。

ア 代表者の定めがあること。

イ 定款等組織及び運営についての規約の定めがあること。

5 要綱別表1の事業実施主体の欄の「都道府県協議会」は、次のアからウの要件を満たしているものとする。

ア 都道府県を構成員とし、市町村、農業協同組合等の関係者により組織される団体であること。

イ 代表者の定めがあること。

ウ 定款等組織及び運営についての規約の定めがあること。

6 要綱別表1の事業実施主体の欄の「産地協議会」は、次のアからウの要件を満たしているものとする。

ア 農業協同組合、地方自治体等の関係者により組織される団体であること。

イ 代表者の定めがあること。

ウ 定款等組織及び運営についての規約の定めがあること。

7 要綱別表1の事業実施主体の欄の「自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体」は、次のア及びイの要件を満たしているものとする。

ア 代表者の定めがあること。

イ 定款等組織及び運営についての規約の定めがあること。

8 要綱別表1の事業実施主体の欄の「生産者の組織する団体」は、次のアからウの要件を満たしているものとする。

ア 代表者の定めがあること。

- イ 定款等組織及び運営についての規約の定めがあること。
 - ウ 防疫対策の実施を目的として設立された団体で、農家3戸以上により構成されていること。
- 9 要綱別表1の事業実施主体の欄の「民間事業者」は、次のアからウまでの要件を満たしているものとする。
- ア 代表者の定めがあること。
 - イ 定款等組織及び運営についての規約の定めがあること。
 - ウ 事業を行う具体的な計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- 10 要綱別表1の1食料安全保障確立対策推進交付金の目標の欄のⅠの1-2に掲げる事業実施主体の欄の営農集団が事業実施主体になる場合にあつては、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、事業実施期間中に本交付金の受益農業者から、点検シートの提出を受け、当該農業者が点検を実施した旨を確認するものとする。
- 11 要綱別表1の1の食料安全保障確立対策推進交付金の目的欄のⅡの伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止に係る交付率欄において消費・安全局長が別に定める経費は次に掲げるとおりとする。
- (1) 箱わな
 - 1 基当たりの上限単価を96千円（消費税を除く。）とする。
 - (2) くくりわな
 - 1 基当たりの上限単価を22千円（消費税を除く。）とする。
 - (3) 囲いわな
 - 1 m²当たりの上限単価を38千円（消費税を除く。）とする。
 - (4) 止めさし用器具
 - 1 個当たりの上限単価を78千円（消費税を除く。）とする。
 - (5) 捕獲野生動物等の検査促進費
 - 1 頭当たり6千円とする。
 - (6) (1)から(5)に掲げる以外のもの
 - 1 定額（1/2以内）とする。

第4 交付額の算定

要綱第6の1の(2)の消費・安全局長等が別に定めるところによる交付金の額の算定の方法は、別添2によるものとする。

第5 特別交付型交付金の運用等

要綱第6の2の消費・安全局長等が別に定めるところによる特別交付型交付金の交付その他運用の方法は、別添3によるものとする。

第6 事後評価結果の反映の方法等

- 1 要綱第7の3の(4)の消費・安全局長等が別に定めるところによる事後評価結果の反映の方法等は、別添4によるものとする。
- 2 要綱第7の3の(5)の事後評価の公表については、地方農政局長等（要綱第3の

2の(1)のアからウまでに規定する者をいう。以下同じ。)が事業を実施した年度の翌年度の12月末までに要綱第7の3の(1)の結果を公表するものとする。

第7 施設整備等の一般的基準

本交付金による施設整備等の一般的基準は次のとおりとする。

- 1 都道府県知事及び政令指定都市の長(以下「都道府県知事等」という。)は、事業実施計画書において、交付金の対象とする経費に、当該年度において交付決定までに実施した事業に係る経費(本事業の目的を達成するために必要不可欠である経費であって地方農政局長等が認めるものに限る。)を含めることができる。
- 2 交付金の対象となる事業費は、当該都道府県において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。また、施設については当該都道府県において一般的に使用されている仕様を基準とし、規模、構造等についてはそれぞれの目的に合致するものとし、努めて経費の節減を図ることとする。
- 3 自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本対策に切り替えて交付の対象とすること、個人施設若しくは目的外使用のおそれのあるもの及び事業効果の少ないものは、交付金の対象としないものとする。

ただし、特別交付型交付金の交付が必要な対策であって、既に取組を実施中又は完了した事業(国の他の助成を受け、又は受ける予定となっている取組を除く。)については、消費・安全局長が別に定める交付対象等に限り、同対策の交付金の対象とする。
- 4 本交付金は、新築、新設又は新品の取得による事業を対象とする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該地域又は事業の実情に即し適当と認められる場合には、古品古材の利用に係る事業を対象とすることができるものとする。
 - (1) 新築、新設又は新品の取得による事業については、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。
 - (2) 古品古材の利用に係る事業については、新素材と一体的な施工又は利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。
- 5 施設の整備に伴う用地の買収若しくは貸借に要する費用又は補修費は、交付金の対象としないものとする。
- 6 既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること(いわゆる更新)は、交付金の対象としないものとする。
- 7 事業実施主体は、施設等の使用実績及び機械の稼動実績等が、それぞれ明らかとなるような記録簿を常時整備し、保管するものとする。
- 8 事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、直営施工を積極的に推進することとし、その場合において、当該直営施工に係る人力施工を交付の対象とすることができ、又は当該直営施工に係る資材のみを交付の対象とすることができるものとする。
- 9 事業実施主体が本事業により整備した機械・施設の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、当該機械・施設に係る本事業の実施地域に係る団体(農業協同組合連合会、農業協同組合、公社、消費者団体、特定非営利活動法人、地方公共団体所属

団体、営農団体（農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人その他農業者の組織する団体をいう。ただし、法人格を有しないものにあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。以下同じ。）であつて、都道府県知事等が適当と認められるものに、当該機械・施設の整備目的が確保される場合に限り、管理運営させることができるものとする。

野生動物侵入防止柵の維持管理等については、消費・安全局長が別に定める通知を踏まえ適切に行うものとする。

- 10 交付対象となる附帯事務費の額は、都道府県附帯事務費にあつては、対象となる事業に要する総事業費の1.0%に相当する額以内とする。

なお、附帯事務費の用途基準については、別表2に掲げるとおりとする。

- 11 要綱別表1の伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止のうち家畜衛生の推進の実施に当たっては、家畜排せつ物、施設排水及び臭気等について、適切な処理が行われるよう環境の汚染、公害・衛生問題等に留意するとともに、機械・施設の整備に当たっては、飼養頭数、使用頻度、家畜衛生状況、家畜保健衛生所の病性鑑定能力その他の地域の実情を勘案して、過剰な投資とならないよう十分配慮するものとする。

なお、食料安全保障確立対策整備交付金については、公債発行対象経費であることから対象経費（汎用性のある備品は交付対象外）の執行には留意するものとする。

- 12 交付事業の経理については、都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

- 13 事業の着手及び着工

- (1) 事業の着手及び着工（機械の発注を含む。以下「着手」という。）は、原則として、交付決定に基づき行うものとする。

なお、3のただし書による場合については、この限りではない。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合については、事業実施主体は、あらかじめ、その理由を明記した交付決定前着手（着工）届（別記様式第1号）を、地方農政局長等に提出するものとする。

- (2) (1)のただし書により交付決定前に着手する場合については、事業実施主体は、当該事業について、事業の内容が的確であり、かつ、交付金の交付が確実である旨の地方農政局長等からの文書による通知を受けて、着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

- (3) 地方農政局長等は、(1)のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、当該事業が適正に行われるようにするものとする。

- (4) 事業実施主体の長は、交付決定前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手（着工）届の文書番号を記載するものとする。

- 14 事業実施主体は、事業について厳正的確な実施を期するとともに、事業の目的が十分達成されるよう事業完了後における運営管理に必要な措置を講ずるものとする。

- 15 事業実施主体は、工事契約、物品調達契約、委託契約等の契約を締結する場合には、

原則として一般競争入札等競争性のある方式により契約相手方を選定することとし、極力、経費の節減に努めるものとする。

なお、契約相手方の選定に当たっては、あらかじめ、指名停止等に関する申立書（別記様式第2号）の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、当該契約の相手方として選定してはならない。

第8 推進指導等

1 事後評価結果等に基づく指導

(1) 地方農政局長等は、都道府県知事等に対し、交付金で実施する内容が、国や当該都道府県等の政策課題、全国的な指標と比較した場合の取組水準等に鑑み適切なものとなるよう、指導を行うものとする。

また、事業実施後、目標値の達成度、事業の実施方法等に加え、それぞれの都道府県等の事情や政策課題を踏まえつつ、交付金で実施した内容と全国的な指標又は管内の都道府県等の取組水準を比較した相対的な評価を実施し、これに基づき、都道府県等に対し、今後の対応、事業の実施に当たっての留意事項等について指導を行うものとする。

地方農政局長等は、これらの指導を行うに当たって、必要に応じて学識経験者等第三者の意見を聴くものとする。

(2) 地方農政局長等は、やむを得ない事情により目標値の達成が困難になった場合を除き、要綱第7の3により、都道府県知事等に対し、事後評価が低くなった要因の説明を求めるとともに改善の指導・助言を行うものとする。

なお、やむを得ない事情とは、家畜伝染性疾病の発生、自然災害、経済的事情の著しい変化等の要因により、正常な事業の遂行が困難な場合であって、事後評価に際して意見を聴く学識経験者等第三者が妥当であると認めた場合をいう。

(3) (2)により地方農政局長等から指導・助言を受けた都道府県知事等は、次年度の事業実施計画を策定する場合には、当該指導・助言の内容を踏まえたものとする。

(4) 都道府県知事等は、要綱第7の2の(1)による指導をもってしても、目標値の達成に向けた改善が図られない場合にあつては、改善が見込まれるまでの間、当該事業実施主体に対する本交付金の交付を見合わせるものとする。

2 交付金の減額等

国は、要綱第5の1の(1)において目標を削減する場合や要綱第5の1の(2)において目標値を引き下げる場合であつて、交付金の一部に不用額を生じることが明らかになった時は、交付金の一部又は全部を減額し、若しくは都道府県知事等に対し、すでに交付された交付金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

3 不正行為の防止等

(1) 都道府県知事等は、本交付金の事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、本交付金の実施に関して不正な行為をした場合又は疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

(2) 都道府県知事等は、(1)に該当する事業実施主体が本交付金の事業実施を要望する場合、事業実施主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、事業実施主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、本交付

金の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、提出を受け付けないものとする。

第9 その他

要綱に伴う報告については、事業実施主体から都道府県知事等又は都道府県知事等から地方農政局長等にはそれぞれ2部ずつを、地方農政局長等から消費・安全局長等には1部を提出するものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年12月6日から施行する。

附 則

- 1 この通知による改正は、平成18年4月3日から施行する。
- 2 この通知による改正前の食の安全・安心確保交付金実施要領（以下「旧要領」という。）に基づく事業メニュー（機能性肥料の高度活用の推進、食品表示の適正化、トレーサビリティシステムの導入の促進及び地域における食育の推進）にあつては、旧要領の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この通知による改正は、平成18年6月20日から施行する。

附 則

この通知による改正は、平成18年11月29日から施行する。

附 則

この通知による改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この通知による改正は、平成19年5月11日から施行する。

附 則

この通知による改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この通知による改正は、平成21年1月27日から施行する。

附 則

- 1 この通知による改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後の別添1の第1の2の（1）のオの（イ）のbの（b）の規定については、地方農政局長等が特に必要と認めるときは、この通知の施行日前に実施された措置についても適用することができるものとする。

附 則

この通知による改正は、平成21年5月29日から施行する。

附 則

- 1 この通知による改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の食の安全・安心確保交付金実施要領（以下「旧要領」という。）に基づく事業メニュー（土壌有害物質のリスク管理の推進、生鮮農産物の安全性の確保、

硝酸塩のリスク管理の推進及び地域における「食事バランスガイド」等の普及・活用の促進及び「教育ファーム」の取組への支援に限る。) にあっては、旧要領の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この通知による改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知による改正は、平成 23 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この通知による改正は、平成 23 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

1 この通知による改正は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。

2 この通知による改正前の消費・安全対策交付金実施要領（以下「旧要領」という。）に基づく事業メニュー（放射性物質による農畜産物・土壌等への影響の検証）にあっては、旧要領の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この通知による改正は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この通知による改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この通知による改正は、平成 26 年 10 月 24 日から施行する。

2 この通知による改正前の消費・安全対策交付金実施要領別添 1 の第 1 の 3 の (1) のカの (イ) の事業であって、この通知の施行前に着手されたものについては、なお従前の例による。

附 則

1 この通知による改正は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

2 この通知による改正前の消費・安全対策交付金実施要領（以下「旧要領」という。）に基づく事業メニュー（農業生産工程管理（GAP）の導入・普及、農業生産工程管理（GAP）指導者の育成・確保、農業生産工程管理（GAP）の策定・実践及び移動式レンダリング施設整備）にあっては、旧要領第 6 の規定を適用する。

附 則

この通知は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この通知による改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 この通知による改正前の消費・安全対策交付金実施要領に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

1 この通知による改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 この通知による改正前の消費・安全対策交付金実施要領に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

1 この通知による改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この通知による改正前の消費・安全対策交付金実施要領に基づき実施した事業につい

ては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知による改正は、平成 30 年 5 月 23 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の消費・安全対策交付金実施要領に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知による改正は、平成 31 年 2 月 6 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の消費・安全対策交付金実施要領に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知による改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の消費・安全対策交付金実施要領に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この通知による改正は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。

附 則

この通知による改正は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の消費・安全対策交付金実施要領に基づく事業メニューにあつては、同要領の規定は、なおその効力を有する。

別表1 目標値設定に当たっての根拠及び留意事項

1 食料安全保障確立対策推進交付金

目的及び目標	目標値	目標値設定に当たっての根拠及び留意事項
<p>I 農畜水産物の安全性の向上</p> <p>1-1 安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱別表1の1のIの1-1の(1)の事業メニューについては調査地区数(調査点数も含む。) ・要綱別表1の1のIの1-1の(2)の事業メニューについては安全性向上対策の有効性・実行可能性の検証対象とする類型数 ・要綱別表1の1のIの1-1の(3)の事業メニューについては対策地域において必要かつ適切な内容の農用地土壌汚染対策計画策定に必要な調査点数及び試験項目数 	<p><根拠となるデータ等></p> <p>ア 要綱別表1の1のIの1-1の(1)の事業メニューに取り組む場合は、実施対象とする危害要因、品目、生産条件等を踏まえた、調査地区数(調査点数も含む。)とする。</p> <p>イ 要綱別表1の1のIの1-1の(2)の事業メニューに取り組む場合は、実施対象とする危害要因、品目、対策、生産条件、地域等の組み合わせによる類型数とする。</p> <p>ウ 要綱別表1の1のIの1-1の(3)の事業メニューに取り組む場合は、農用地土壌汚染対策計画策定に必要な調査点数や土壌改善対策技術又は恒久対策に先立つ応急対策の効果を確認する試験の項目数を設定すること。</p> <p><目標値設定に当たっての留意事項></p> <p>要綱別表1の1のIの1-1の(2)の事業メニューに取り組む場合の目標値については、安全性向上効果の比較対象(慣行)となる類型を含め、危害要因ごとに2つ以上の類型を設定すること。</p> <p>検証の対象となる対策は、これまでの試験研究で効果の報告が行われているものであること。また、地域において既に安全性向上対策として広く普及・推進されている技術は対象としない。</p> <p>検証に必要なデータを整備することをもって事業実績とする。</p>
<p>1-2 安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進</p>	<p>カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術及び水稻におけるヒ素濃度低減技術の各技術別の</p> <p>①実証試験及び展示ほの総実施箇所数(本事業により実証</p>	<p><根拠となるデータ等></p> <p>要綱別表1の1のIの1-2の各事業を実施する場合は、事業実施年度の各技術手法別の実証試験及び展示ほの各技術別の総実施箇所数並びに各技術別の取組数とする。</p> <p><目標値設定に当たっての留意事項></p>

2 農薬の適正使用等の総合的な推進

し、又は展示したものの数に限る。)

- ②技術利用マニュアルの作成等のリスク管理措置の導入
・普及推進の取組数

次の項目のうち一以上の項目につき目標値を設定する。

- ・農薬の不適切な販売及び使用の発生割合
・埋設農薬の処理進捗率

ア 要綱別表1の1のIの1-2のうち(1)又は(2)を実施する場合は、実証試験等を踏まえた技術利用マニュアル(原案を含む。以下同じ。)を令和7年までに作成する。

イ 要綱別表1の1のIの1-2のうち(1)の実証試験並びに(3)①に用いる品種は、これまでの試験研究で効果の報告が行われているものであること。

<根拠となるデータ等>

ア 農薬の不適切な販売については、都道府県等において実施する農薬取締法に基づく立入検査等により把握している農薬取締法違反率とする。

イ 農薬の不適切な使用については、都道府県等において実施する農薬取締法に基づく立入検査、実態調査、残留農薬モニタリング調査等により把握している農薬取締法違反率とする。

ウ 当該都道府県における埋設農薬の総量に対する当該年度末までの処理数量累計の割合を目標値として設定する。なお、本要領別添1の第1の1の(2)のオにより汚染拡大防止措置を講じる場合の当該地点の埋設農薬の数量についても処理数量累計に含めることができるものとする。

<目標値設定に当たっての留意事項>

ア 農薬の不適切な販売とする農薬取締法(昭和23年法律第82号)違反の対象は、同法第17条、第18条第1項及び第2項、第20条、第21条第1項並びに第31条第3項とする。

イ 農薬の不適切な使用とする農薬取締法違反の対象は、同法第24条、第25条第3項、第26条第2項及び第31条第3項とする。

ウ 農薬取締法違反率は、調査実施販売者数に対する不適切な販売のあった販売者数、並びに調査等実施使用者数に対する不適切な使用のあった使用者数とする。

$$\text{違反率} = (A + B) / 2$$

A = 不適切な販売者数 / 調査実施販売者数

B = 不適切な使用者数 / 調査等実施使用者数

エ 農薬の不適切な販売及び使用の発生割合の目標値は、前年度等の過去に把握している違反率を基本として過去の趨勢等を勘案し、幅をもって設定できる。

オ 農薬の不適切な販売及び使用の発生割合の達成度は、目標値に対する実績値の割合から算出することとする。

$$\text{達成度} = (1 - \text{実績値}) / (1 - \text{目標値})$$

II 伝染性疾病・病虫害の発生予防
・まん延防止

1 家畜衛生の推進

家畜衛生に係る取組の充実
度

カ 埋設農薬の処理進捗率を算出する際に用いる当該都道府県における埋設農薬の総量は、原則として「埋設農薬の管理状況等に係る調査について」（平成20年4月3日付け農林水産省消費・安全局長通知）により把握した数量とする。ただし、それ以降の調査等によって追加等されている場合には、その根拠を明確にした上で数量を変更することができるものとする。

<根拠となるデータ等>

家畜の伝染性疾病（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条第4項及び第13条第4項の規定に基づき都道府県が国に報告する監視伝染病及び都道府県等が病性鑑定等で把握する監視伝染病以外の伝染性疾病をいう。以下同じ。）の検出割合の減少率及び検査件数の増加率により家畜衛生に係る取組の充実度を次式にて算出する。

$$\text{算定式} = 100 \times (1 + A) \times (1 + B)$$

A = 家畜の伝染性疾病の検出割合^注の減少率

注) 検出割合 = (家畜の伝染性疾病の発生件数) / (対象疾病の検査件数)

B = Aにおける対象疾病の検査件数の増加率

※ Aの下限を-0.99とする。

<目標値設定に当たっての留意事項>

発生件数は原則として過去3年間の平均の発生件数分その他、継続発生分を含め、清浄化件数を減じた件数を使用することとし、検査件数（延べ件数）は原則として過去3年間の平均を使用すること。

なお、家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通達）別記1「監視伝染病のサーベイランス対策指針」に基づくサーベイランスの対象疾病、対象となる家畜の種類及び範囲、検査方法等に変更がある場合にあつては、当該疾病については算定の対象から除くことができる。

また、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の越境性動物疾病が発生した場合には、その発生件数及びその防疫措置に係る検査件数は除くものとする。

2 養殖衛生管理体制の整備

都道府県が養殖衛生管理指導を実施した経営体数の割合

<根拠となるデータ等>

ア 都道府県において把握している給餌養殖経営体数

イ アユ冷水病防疫対策等を行っている内水面漁業協同組合等の経営体数

<目標値設定に当たっての留意事項>

ア 養殖衛生管理指導は、巡回指導、水産用医薬品適正使用等の指導会議及びその他の方法で行った場合を対象とする。

イ 前年度に都道府県が養殖衛生管理指導を実施した経営体数等を勘案し、当該年度の養殖衛生管理指導を実施する経営体数を計画する。

3 病虫害の防除の推進

次の項目のうち一以上の項目につき目標値を設定する。

- ・薬剤抵抗性をはじめとする難防除病虫害・雑草の防除体系等における作業の現状からの向上率
- ・農薬に頼ることができない病虫害・雑草の発生状況に応じた管理手法等の普及取組数

<根拠となるデータ等>

薬剤抵抗性をはじめとする難防除病虫害・雑草の発生状況調査や防除体系等における作業の現状からの向上率は次式により算出する。

防除体系等における作業の現状からの向上率 = $X + 100$

X = 都道府県が現状採用している難防除病虫害・雑草の発生状況調査等の作業工程において新たに実践しようとする作業項目数の全作業項目数に対する割合 (%)。

農薬に頼ることができない病虫害・雑草の発生状況に応じた管理手法等の普及取組数については、当該病虫害・雑草に対する新たに確立した発生状況調査手法、防除技術、代替防除技術等の普及を目的とした周知回数。

4 重要病害虫の特別防除等	対象病害虫の調査の総回数	<p><根拠となるデータ等></p> <p>ア 要綱別表1の目的の欄のⅡの目標4のうち重要病害虫侵入警戒調査等の実施について設定するものとする。</p> <p>イ それぞれの対象病害虫毎の侵入警戒調査の実施地点数に調査等を実施する月数を乗じ、各対象病害虫の延べ数を総回数とする。</p> <p><目標値設定に当たっての留意事項></p> <p>ア 異なる対象病害虫に対する調査を同一地点で行う場合、それぞれの対象病害虫毎に地点数を算出するものとする。</p> <p>イ ただし、ウリミバエ及びミカンコミバエ種群の調査については、同一地点として算出するものとする。</p>
---------------	--------------	---

2 食料安全保障確立対策整備交付金【公債発行対象経費】

目的及び目標	目標値	左の考え方
Ⅱ 伝染性疾病・病害虫の発生予防 ・まん延の防止 1 家畜衛生の推進	施設の活用によるバイオセキュリティの向上率	<p>単位当たりの所要時間等の減少率によりバイオセキュリティの向上率を次式にて算出する。</p> <p>算定式 = $100 \times (1 + A)$ A = 単位当たりの病性鑑定等に要する時間^注の減少率、又は防疫資材の防疫拠点への集積に係る時間の減少率、精度管理に係る文書や電子データの整理に要する時間の減少率又は都府県における野生動物侵入防止柵未整備養豚農場数の減少率</p> <p>注) 単位当たりの所要時間 = (検査実施時間、焼却時間、消毒時間等) / (検査実施検体数、処理頭羽数、消毒台数等)</p> <p>※ A の下限を -0.99 とする。</p>

<目標値設定に当たっての留意事項>

単位当たりの所要時間等とは、診断の迅速化・高度化及びバイオセキュリティの確保並びに確実な車両消毒の実施に資する施設導入の目的に鑑み、単位当たりの病性鑑定、前処理、保管、廃棄物処理及び車両消毒に要する時間、防疫資材の防疫拠点への集積に係る時間、標準作業書並びに試験等及び内部点検の結果その他精度管理に係る文書や電子データの作成・整理に要する時間、環境汚染濃度、都府県における野生動物侵入防止柵未整備養豚農場数等の数値とする。

別表2 附帯事務費の使途基準

区 分	内 容
旅 費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費）
賃 金	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助金（任命行為等の一定の形式により正規の地位を有しない臨時職員。）に対する賃金
共 済	賃金が支弁される者に対する社会保険料
報 酬 費	謝金
需 用 費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
使 用 料 及 び 賃 借 料	自動車、会議用会場、物品等の使用料及び賃貸料
物 品 購 入 費	当該対象事業に直接必要な庁用器具類の購入費

別添 1

事業メニューの実施に当たってのガイドライン

事業実施主体は、目標値の達成のために、本交付金を活用した事業メニューを実施する場合には、以下のガイドラインによるものとする。

第 1 食料安全保障確立対策推進交付金

1 農畜水産物の安全性の向上

(1-1) 安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証

ア 有害化学物質・有害微生物の汚染実態の把握

(ア) 対象となる有害化学物質・有害微生物

対象となる有害化学物質・有害微生物（以下「有害化学物質等」という。）は、生産・貯蔵・加工段階で農産物等（畜産物、林産物、水産物、飼料作物、農用地の土壌、農業用水等を含む。（イ）及びイにおいて同じ。）及び加工食品に含まれる有害微生物（カンピロバクター、腸管出血性大腸菌等をいい、これらの指標となる大腸菌等の微生物を含む。以下同じ。）及び有害化学物質（かび毒、アクリルアミド、多環芳香族炭化水素類、カドミウム、ヒ素、鉛等をいう。以下同じ。）とする。

(イ) 汚染実態の把握

生産・貯蔵・加工段階の農産物等・加工食品に関するリスク管理を適切に実施するため、次の a から d までに掲げる点に留意しつつ、農産物等及び加工食品に含まれる有害化学物質等の実態調査を行う。

なお、調査分析等の一部を外部機関に委託することができる。

- a ほ場から試料（農産物のほか土壌等）を採取する際は、採取ほ場から均等に採取すること。
- b 農産物と土壌等を同時に採取するときは、同一地点から採取することとし、可能な限り収穫期に採取すること。
- c 恒常的に実施している検査については対象としないこと。
- d 要綱別表 1 の交付率が定額（100 万円上限）で実施するコメ中のヒ素の実態を把握するための調査の対象試料は、コメのみ、またはコメ及び農用地土壌を対象とすること。

イ 安全性向上対策の有効性・実行可能性の検証

(ア) 対象となる有害化学物質等

対象となる有害化学物質等は、生産・貯蔵・加工段階で農産物等及び加工食品を汚染する有害微生物及び有害化学物質とする。

(イ) 安全性向上対策の有効性・実行可能性の検証

対象農産物等・加工食品の生産・貯蔵・加工方法に適した有害化学物質等に係る安全性向上対策（汚染リスク推定技術、吸収・生成抑制技術、貯蔵管理及び製造技術、農産物における肥培管理及び灌水管理技術、家畜における飼養衛生管理及び微生物排泄抑制技術等）の対象地域における有効性・実行可能性の検証を行う。なお、検証に当たり、必要な検査機器を整備することができるものとする。また、その際、調査分析等の一部を外部機関に委託することができるものとする。このうち、土壌由来の有害化学物質の安全性向上対策の有効性・実行可能性の検証においては、農用地土壌及び農産物中における有害化学物質の濃度実態並びに過去の試験・検証成果を十分踏まえ、次の a から d までに掲げる事項を実施するものとする。

a 農作物の汚染リスク推定技術の検証

都道府県は、土壌データに基づき有害化学物質による潜在的な農作物の汚染リスクを推定する技術を検証するため、土壌の理化学性と農作物中の有害化学物質濃度を調査分析するとともに、その関係を統計学的に解析するものとする。その際、次の（a）から（c）までに掲げる点に留意するものとする。

- (a) 事業実施地区内の代表的な土壌を対象に、土壌の理化学性と農作物中の有害化学物質濃度のデータについて、統計学的な解析に必要な点数を集積すること。
- (b) 土壌と農作物の試料採取は、原則として同一地点で行うこと。
- (c) 技術を実用化するための推進体制を整備すること。

b 吸収抑制技術の検証

農作物による有害化学物質の吸収を抑制する技術を検証するためのほ場の設置・運営及びその効果の確認等を行う。

なお、事業実施主体が都道府県及び地方独立行政法人（試験研究機関であって都道府県が設立したものに限る。）以外の場合は、カドミウムに関する水稻を対象とする吸収抑制技術は本事業の対象外とする。

c 植物浄化技術の検証

植物を用いて土壌中の有害化学物質を除去する技術を検証するためのほ場の設置・運営及びその効果の確認等を行う。

また、検証に用いた植物を適切に処分できる場合に限るものとし、用いる植物は過去の試験研究において、土壌中の有害化学物質の除去に一定の

効果が確認された植物とする。

d 土壌洗浄技術の検証

薬剤等を用いて土壌中の有害化学物質を洗浄・除去する技術を検証するためのほ場の設置・運営及びその効果の確認等を行う。

なお、実施に当たっては、ほ場からの洗浄水の流出防止等、周辺環境に悪影響を与えないよう十分配慮するものとする。

(ウ) 有害化学物質等の技術検証報告書の作成

有害化学物質等に係る安全性向上対策の情報及び(イ)における検証結果(対策の有効性・実行可能性、導入コスト試算等)を取りまとめ、技術検証報告書を作成するものとする。

ウ 農用地土壌汚染対策計画の策定に必要な調査等の実施

(ア) 農用地土壌汚染対策計画の策定に必要な調査の実施

都道府県は、次の a 又は b に掲げる事項を実施するものとする。

なお、その際、調査分析等の一部を当該都道府県が設置した地方独立行政法人(試験研究機関に限る。)に委託することができるものとする。

a 対策計画の策定

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和 45 年法律第 139 号。以下「農用地土壌汚染防止法」という。)第 5 条第 1 項に基づく農用地土壌汚染対策計画の策定に必要な現地調査、検討会の開催等を行う。

b 土壌改善対策技術の確立

土壌改良、土層改良、客土、排土等の土壌改善対策技術を確立するためのほ場の設置・運営及びその効果の確認等を行う。得られたこの成果は農用地土壌汚染防止法に基づいて行う農用地の土壌汚染の防止及び除去並びに汚染農用地の利用の合理化に資するための基礎資料とする。

なお、必要に応じ、得られた成果を関係市町村等に通知し、土壌改良等の必要な対策について指導助言を行うものとする。

(イ) 恒久対策予定地域における低減対策の実施

都道府県は、次の a から c までに掲げる要件のすべてを満たす地域において、公害防除特別土地改良事業(農村地域防災減災事業実施要綱(平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2114 号農林水産事務次官依命通知)に基づく公害防除特別土地改良事業をいう。以下同じ。)等による客土等の恒久対策が実施されるまでの期間において、有害化学物質に汚染された農産物の発生防止を目的とする有害化学物質の吸収抑制に必要な資材の投入及び合理的水管理等の指導助言を行うものとする。

a 農用地土壌汚染防止法第 3 条第 1 項の規定に基づき、都道府県が指定した農用地土壌汚染対策地域又は「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律における法定受託事務の処理基準について」(平成 12 年 11 月 16 日付け環

水土第 224 号環境庁水質保全局長通知) に基づく農用地土壌汚染防止対策細密調査等が実施された地域であって、農用地土壌汚染対策地域として指定されることが確実な地域であること。

- b 有害化学物質による土壌汚染の原因者が明らかであって、有害化学物質に汚染された農産物の発生に伴う損害賠償金の支払いに関する協議が汚染の原因者と農業者等との間で整っている地域以外の地域であること。
- c 公害防除特別土地改良事業その他の事業により客土等の工事が開始された地域以外の地域であること。

また、この事業メニューにおけるカドミウムの吸収抑制資材は、原則として、よう成リン肥、ケイ酸カルシウム又は石灰質資材とする。また、肥料取締法(昭和 25 年法律第 127 号) 第 2 条に規定する肥料に該当するものにあつては、同法の規定に基づき農林水産大臣又は都道府県知事への登録又は届出を行ったものに限るものとし、資材の投入に当たっては、有害化学物質による土壌汚染の実態に即し、農作物による有害化学物質の吸収抑制に必要なかつ十分な量の投入を行うものとする。

エ 協議会の開催等

ア(イ)、イ(イ)又はウを実施する場合、都道府県、市町村、生産者団体、生産者等から構成される協議会の開催、専門家による事業者等への指導、事業者等向け講習会の開催・講習会への参加支援等ができるものとする。

(1-2) 安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進

ア カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術の実証・普及

事業実施主体は、カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術の実用化に向け、次の(ア)及び(イ)に掲げる事項を実施できるものとする。

また、本事業の実証試験の対象品種は、コシヒカリ環 1 号又は栽培性が良好でコシヒカリ環 1 号並みのカドミウム低吸収性を有する品種若しくは品種候補系統に限るとともに、育成者権を有する者と必要な調整を行うものとする。

(ア) カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術の実証試験の実施

水田等においてカドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術の実証試験を行うとともに、実証試験に必要な管理等を行うこと。

実証試験等の実施に当たっては、次の a から d までに掲げる点に留意するものとする。

a 実証効果の把握、評価

実証試験の効果把握するため、ほ場の土壌中及び作物体中のカドミウム及びヒ素濃度等を測定し、その結果から技術の効果の評価すること。

b 種籾の管理

種籾の処分又は次年度以降に使用するための増殖・保管ができること。

c 目的外流用等の防止の徹底

実証試験ほ場の収穫物が、事業目的以外に供されることがないように地域への周知や収穫物の管理・廃棄等について、適切な措置を講ずるよう留意すること。

d 事業の委託

実証試験のほ場管理等の一部及びaに係る分析を外部機関に委託できること。

(イ) カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術の導入に必要な調査及び検討

過去の試験・検証効果を十分に踏まえ、地域内のカドミウム及びヒ素濃度実態の詳細把握並びに作物体中のカドミウム及びヒ素濃度低減に向けた取組及び技術の検討のため、次のaからdまでに掲げる事項のうち1以上のものを実施すること。

a 協議会の開催

都道府県、市町村、普及指導センター、農業者、学識経験者等から構成される協議会を開催すること（以下「協議会の開催」という。）。

b 技術利用マニュアルの作成

カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減に向けたリスク管理措置の検討結果や（ア）の取組を踏まえ、技術利用マニュアルの作成等を行うこと（以下「技術利用マニュアルの作成」という。）。

c 分析調査の実施

作物体中及び土壌中のカドミウム及びヒ素濃度分析調査等を行うこと（分析調査等の一部を外部機関に委託することができるものとする。以下「濃度分析調査」という。）。

d 全国検討会への出席

実証試験に関する情報を収集し、技術の確立のための実証方法、調査成績等について検討する全国検討会等へ出席し、当該地域における実証試験に反映させること（以下、「全国検討会への出席」という。）。

なお、本取組を実施する場合は、（ア）と併せて実施することとする。

また、技術利用マニュアルについては、本取組において実施するか否かにかかわらず、令和7年までに作成するものとする。

イ 水稻におけるヒ素濃度低減技術の実証・普及

事業実施主体は、水稻におけるヒ素濃度低減技術の実用化に向け、次の（ア）及び（イ）に掲げる事項を実施できるものとする。

（ア）ヒ素濃度低減技術の実証試験の実施

水田等においてヒ素濃度低減技術の実証試験を行うとともに、実証試験に必要な管理等を行うこと。

実証試験等の実施に当たっては、アの（ア）の a、c 及び d に掲げる点に留意するものとする。この場合において、アの（ア）の a 中「カドミウム及びヒ素濃度等」とあるのは「ヒ素濃度等」に読み替えるものとする。

（イ）ヒ素濃度低減技術の導入に必要な調査及び検討

過去の試験・検証効果を十分に踏まえ、地域内のヒ素濃度実態の詳細把握並びに作物体中のヒ素濃度低減に向けた取組及び技術の検討のため、協議会の開催、技術利用マニュアルの作成、濃度分析調査又は全国検討会への出席を実施すること。この場合において、技術利用マニュアルの作成については、アの（イ）の b 中「カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素の同時低減に向けた」とあるのは「ヒ素濃度低減に向けた」に、濃度分析調査については、アの（イ）の c 中「カドミウム及びヒ素濃度分析調査等」とあるのは「ヒ素濃度分析調査等」に読み替えるものとする。

なお、本取組を実施する場合は、（ア）と併せて実施するとともに、アの（イ）における留意事項に留意するものとする。

ウ カドミウム及びヒ素濃度低減技術の導入推進活動

事業実施主体は、実証技術の効果的な普及に向け、次の（ア）又は（イ）に掲げる事項を実施できるものとし、これと併せて、協議会の開催及び濃度分析調査を実施できるものとする。ただし、濃度分析調査を（イ）に掲げる事項と併せて実施する場合は、アの（イ）の c 中「カドミウム及びヒ素濃度分析調査等」とあるのは「ヒ素濃度分析調査等」に読み替えるものとする。

（ア）カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術の技術導入推進活動

アの取組等を踏まえて作成した技術利用マニュアルに基づいて展示ほの設置・運営等を行い、併せて、次の a から c までに掲げる事項を実施すること。なお、展示ほの設置・運営等については、その一部を外部機関に委託することができるものとする。

また、展示ほの収穫物を販売する場合は、当該品種の育成者権を有する者と必要な調整を行うとともに、展示ほの設置に係る経費については、一般品種の栽培と比較した際の掛かり増し経費のみ補助対象とする。

a 技術効果の確認

展示ほの土壌中及び作物体中カドミウム及びヒ素濃度等を測定・分析することにより技術の効果を確認すること（以下「技術効果の確認」という。）。

なお、その際、測定・分析を外部機関に委託することができる。

b 検討会の開催

実証技術を導入・周知するための検討会を開催すること（以下「検討会の開催」という。）。

c 農業者講習会の開催

農業者等への当該技術及びその効果の普及にあたり、展示ほを活用した現地講習会を開催すること（以下「農業者講習会の開催」という。）。

(イ) 水稻におけるヒ素濃度低減技術の技術導入推進活動

イの取組等を踏まえて作成した技術利用マニュアルに基づいて展示ほの設置・運営等を行い、併せて、技術効果の確認、検討会の開催及び農業者講習会の開催を実施すること。この場合において、技術効果の確認については、(ア)のa中「カドミウム及びヒ素濃度等」とあるのは「ヒ素濃度等」に読み替えるものとする。なお、展示ほの設置・運営等については、その一部を外部機関に委託することができるものとする。

また、展示ほの設置に係る経費については、通常栽培と比較した際の掛かり増し経費のみ補助対象とする。

(2) 農薬の適正使用等の総合的な推進

ア 農薬の安全使用の推進

事業実施主体は、農薬の安全使用の推進を図るため、次の(ア)から(エ)までに掲げる事項を実施するものとする。

(ア) 農薬の危害防止

農薬の適正使用を徹底し、農薬の使用に伴う危害の防止を図るため、農薬使用者を対象とした講習会の開催や広報手段を活用した啓発活動等を行う。

(イ) 農薬使用状況の調査・指導

農薬適正使用の普及啓発を図るため、農薬使用者を対象とした農薬使用状況の調査、記帳指導等を行う。

(ウ) 農薬適正使用アドバイザー等の育成

農薬の適正使用の普及を図るため、農薬適正使用アドバイザー等の育成研修等を行う。

(エ) 周辺環境への負荷の軽減

農薬の使用に伴う環境への負荷軽減を図るため、地域ごとの農薬の使用に係る基準の策定等を行う。

イ 農薬の適切な管理及び販売の推進

事業実施主体は、農薬の適切な管理及び販売の推進並びに農薬の飛散防止対策の推進を図るため、農薬販売者の研修・指導の実施、農薬管理指導士の育成研修等を行うものとする。

ウ 農薬残留確認調査等の実施

事業実施主体は、地域における農作物の栽培状況、病虫害の発生状況、農薬の使用実態等を勘案して、次の（ア）から（ウ）までに掲げる事項を実施するものとする。

なお、その際、調査及び試験の一部を外部機関へ委託することができるものとする。

また、成果情報の共有を目的として、消費・安全局農産安全管理課農薬対策室から農薬残留確認調査の詳細な報告を求められた場合、各都道府県はこれに協力するものとする。

（ア）登録基準への適合状況の確認調査

農作物、土壌、河川等の農薬残留状況の調査を行い、登録基準への適合状況を確認する。

（イ）農薬の飛散・残留状況の調査及び飛散防止技術の効果確認調査

農薬の飛散防止対策を講じるため、農薬使用時における飛散の状況、周辺農作物への農薬の残留状況等の調査、地域ごとの飛散防止技術の選定及び飛散防止対策の検討等を行うとともに、残留農薬基準（一般基準を含む。）への適合状況の確認を行うことによって、農薬の飛散防止技術の効果を確認する。

（ウ）作物群での農薬登録推進のための試験の実施

事業実施主体は、再評価制度に対応し、生産現場で使用可能な農薬の確保に向けて、生産量が少ない農作物を含む作物群での農薬登録を推進するため、登録に必要な作物残留試験等を実施する。

エ 実態把握を通じた原因究明及びリスク管理措置の評価・検証

事業実施主体は、残留農薬問題等の発生時に速やかに実態の把握及び原因究明を行うとともに、適用しうるリスク管理措置を現地で評価・検証するため、次の（ア）から（ウ）までに掲げる事項を実施するものとする。

（ア）対策協議会の開催

残留農薬基準超過事例について原因を究明するとともに、実態調査の結果を踏まえて、残留防止対策等を立案・評価するため、関係者により構成される対策協議会を必要に応じて開催する。

（イ）実態調査の実施

適切な残留防止対策等を策定するため、農薬の使用状況、土壌や水質の調査、農作物のモニタリング調査等による実態調査を実施する。

（ウ）リスク管理措置の検証

立案された残留防止対策等が現地において実際に適用可能かどうか確認・検証するため、農作物等のモニタリング調査等を行う。

オ 農薬による蜜蜂の被害を軽減するための対策の確立

事業実施主体は、飼養蜜蜂の被害が発生した場合であって、蜜蜂被害が農薬によるものと考えられる場合に適用し得る被害軽減対策を地域において確立するため、次の（ア）から（ウ）までに掲げる事項を実施するものとする。

なお、（ア）及び（ウ）の一部を外部機関へ委託することができるものとする。

（ア）実態調査の実施

飼養蜜蜂の被害が生じた地域において、農薬の使用の有無及び使用されている場合の農薬の種類、適用病害虫、適用作物、使用の時期等を確認するとともに、蜜蜂における農薬の付着の有無及び付着した場合のばく露した量を調査する。

（イ）対策協議会の開催

被害軽減対策を検討するため、農業団体、養蜂関係団体、都道府県等の参加を得て、対策協議会を開催する。なお、農業団体、養蜂関係団体、都道府県等による既存の協議の場がある場合には、これを活用することができる。

（ウ）被害軽減対策の効果の検証

（イ）の対策協議会において検討された被害軽減対策をほ場において試行するなどにより、その効果を検証する。

カ 埋設農薬処理の進行管理の実施

事業実施主体は、埋設農薬を計画的かつ着実に無害化处理するため、次の（ア）から（ウ）までに掲げる事項を実施するものとする。

（ア）協議会の開催

埋設農薬の処理計画の策定やその進行管理等を行うために、都道府県、市町村、学識経験者、埋設処理が行われた当時の関係者等により構成される協議会を必要に応じて開催する。

（イ）埋設農薬の処理計画の策定及び進行管理

処理計画は、原則として、全ての埋設農薬の処理が終了するまでのものとし、その策定に当たっては、関係者のほか、周辺住民の意見等も十分に踏まえるものとする。

また、毎年度、処理実績を把握し、進行を管理する。

（ウ）環境調査の実施

適切な処理計画の策定、（イ）の事業メニューの的確な実施及び処理が完了した地点における安全性を確認するため、処理事業の事前及び事後等において、周辺環境の調査を実施する。

キ 埋設農薬の漏えい等による周辺環境への悪影響の防止措置の実施

事業実施主体は、埋設農薬の漏えい等により周辺環境の汚染等の悪影響が懸念されるものの、埋設農薬を直ちに処理できない場合、次の（ア）及び（イ）に掲げる緊急的な汚染拡大防止措置を講じるものとする。

(ア) 保管施設の整備

周辺環境の状態からみて、直ちに地中から埋設農薬を掘削除去する必要がある場合には、掘削・回収した埋設農薬を適切に保管するために必要かつ簡易な設備の整備等を行う。

(イ) 周辺への漏えい防止措置

埋設農薬の漏えいによる汚染拡大が懸念されるものの、直ちに埋設農薬を掘削除去することが困難な場合には、地中に簡易な遮断壁を埋め込む等の一時的な漏えい防止の措置を講じる。

ク 農薬登録に必要な試験の信頼性確保に係る適正実施に向けた試験従事者等への研修

事業実施主体は、再評価制度に対応するため、当該事業実施主体に所属する試験従事者等への「農薬取締法に規定する特定試験成績の信頼性確保のための基準」に係る研修を行うものとする。

なお、その際、研修の一部を外部機関へ委託することができるものとする。

2 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止

(1) 家畜衛生の推進

ア 監視体制の整備・強化

都道府県は、家畜の伝染性疾病の地域における監視体制を強化し、事前対応型の防疫体制を構築するため、次の(ア)から(エ)までに掲げる事業を実施するものとする。

(ア) 診断予防技術の向上

a 全国検討会への出席

国が開催する全国検討会に出席し、家畜の伝染性疾病の新たな診断方法、予防技術の確立のための調査方法、調査成績等について検討する。

b 疫学調査・指導

全国検討会の検討結果に基づき、都道府県内において、家畜の伝染性疾病の診断及び予防技術確立のため必要となる抗体調査等を行う。

(イ) 精度管理の適切な実施

家畜の伝染性疾病の検査の信頼確保のため、家畜保健衛生所等が精度管理を実施するに当たって必要となる次のa及びbに掲げる事業を実施するものとする。

a 精度管理に係る講習会・検討委員会の開催

講習会の開催や講習会への参加により、精度管理に必要な知識・技術を習得するとともに、検討委員会の開催により、精度管理を推進する上での課題を把握し、必要な対策を検討する。

b 検査機器の適正な管理

検査機器を適正に管理するため、定期的な校正を行う。

(ウ) サーベイランスの円滑化

a BSE検査・清浄化の推進

日本における牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）汚染の実態を把握し、防疫対策の有効性を検証するため、96か月齢以上の死亡牛、48か月齢以上の死亡牛であって生前に歩行困難、起立不能等であった牛、月齢に関わらず生前BSEに汚染されていることを否定できない中枢神経症状等の特定臨床症状を呈した牛その他BSE検査を行うことが必要と認める牛について、BSE検査体制を強化するため、次の（a）から（e）までに掲げる事業を行う。なお、都道府県は、次の（b）又は（c）に掲げる事業の一部を農業協同組合、畜産関係団体等に委託して行うことができるものとする。

(a) 採材・検査資材の購入等

BSE検査に係る採材・検査に必要な資材、消耗品、環境衛生対策消耗品若しくは薬品（エライザ検査キットその他の家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第60条第5号から第7号までに規定する動物用生物学的製剤、薬品及び衛生資材を除く。）を購入し、又は死亡牛搬入・搬出用機器を借り受ける。

(b) 採材補助員の雇用

死亡牛の延髄を的確に採取することのできる者又はこれに準ずる者として家畜保健衛生所長が認める者を雇用する。

(c) 廃棄物処理

BSE検査に係る採材又は検査によって生じた血液、汚水、汚物、検査後の材料・消耗品その他の廃棄物による環境の汚染及び病原体の散逸を防ぐため、焼却、滅菌その他の方法による処理を行う。

(d) 確定診断用検体の輸送

BSEエライザ検査陽性検体を確定検査（ウエスタンブロット検査、免疫組織化学的検査）実施機関に輸送する。

(e) 死亡牛取扱機器等の導入

BSE検査に係る採材、BSE検査の結果が判明するまでの間の死亡牛の保管、BSE検査結果判明後の死亡牛の焼却等に必要な機器等の整備を行う。

b 家畜衛生関連情報の整備

(a) 情報の収集

家畜衛生に関する情報（疾病発生状況、衛生管理状況等をいう。以下同じ。）を、病性鑑定又は病性鑑定時に行う畜産関係者等からの聞き取り調

査、家畜保健衛生業績発表会等への参加・開催等により継続的に収集分析する。また、得られた家畜衛生に関する情報については、関係機関及び団体等に提供し、連携の強化を図るものとする。

(b) 防疫マップの整備

監視及び危機管理体制を整備するため、畜産経営の衛生関連情報を電子地図等に蓄積し、家畜保健衛生所において活用できるようにする。

c 動物由来感染症監視体制の整備

(a) 全国検討会への出席

全国統一的に調査する動物由来感染症について、①対象疾病の設定、②調査の方法、③調査結果に基づく疾病の発生状況、原因等の解明、④関連情報の公表方法等を検討するため、国が開催する全国検討会に出席する。

(b) モニタリング調査の実施

畜産現場又は教育現場におけるモニタリング調査体制の確立を図るため、(a)の全国検討会での検討結果に基づき、次の i 及び ii に掲げる事項について検討を行うとともに、選定された畜産経営（畜産型）又は学校（教育現場型）において、計画的にモニタリング調査を実施する。

なお、都道府県は、公衆衛生部局と連携を図り、必要に応じて (a) で設定された調査対象疾病とは別の動物由来感染症を調査対象疾病として設定し、調査及び検討を行うことができる。

- i (a) で設定された調査対象疾病について、畜種ごとの調査戸数・学校数及び頭数並びに調査畜産経営・調査学校の選定に関する事項
- ii 調査結果の取りまとめ、その原因、対策等に関する事項

d 病性鑑定ネットワークの構築

(a) 病性鑑定に係る地域体制整備

i 地域検討会の開催

地域ごとの病性鑑定に係る課題を把握し、必要な対策を検討するため、家畜保健衛生所、地元獣医師、大学研究者等専門家等からなる地域検討委員会を開催する。

ii 調査の実施

病性鑑定に係る資材・機材等の整備状況、疾病ごとの診断体制等、i の検討に必要な調査を行う。

iii 地域研修会の開催

i の検討結果に基づき、病性鑑定技術の検証や疾病発生時の役割分担・協力体制等必要な対策を行うため、大学研究者等専門家を講師とし、家畜保健衛生所、地元獣医師、試験研究機関等を対象とする研修会を開催する。

(b) 全国・ブロック検討会への出席

都道府県域を超えた病性鑑定のネットワーク化を推進するため、病性鑑定に係る情報を収集するための検討会に出席する。

(エ) 自衛防疫及び自主管理の強化

a 豚熱の清浄性の維持

(a) 清浄性維持の推進

養豚経営ごとに衛生管理状況を把握及び確認するとともに、豚熱ウイルスの動向を把握するための抗体保有状況等の調査を行い、その結果を踏まえて、衛生措置の徹底のための技術指導を行う。

(b) 農場監視体制の強化

養豚経営の衛生状況を把握している獣医師から定期的に情報を収集する。

b 沖縄牧野へのダニ侵入防止

沖縄県は、牧野へのダニの侵入防止を図るため、次の(a)及び(b)に掲げる事項を実施するものとする。

(a) ダニ侵入防止対策会議の開催

次のi及びiiに掲げる会議を開催する。

i 技術検討会

当該年度のダニ監視体制強化計画を作成するとともに、各地域のダニ監視のための検査成績の取りまとめ及びダニ侵入防止マニュアルの作成又はその変更並びに大型ピロプラズマとそれを媒介するダニの清浄度の検証を行うための家畜保健衛生所、畜産関係団体、試験研究機関、学識経験を有する者等から構成される会議

ii 推進会議

畜産経営等に対し、ダニ侵入防止マニュアルを配布しダニ侵入防止の啓発強化及びダニ監視体制の強化を図るための、家畜保健衛生所、市町村、畜産関係団体、民間獣医師、牧野管理者等から構成される会議

(b) ダニ監視強化体制の整備

畜産経営等が主体となったダニ侵入防止の監視体制の強化を図るため、沖縄県石垣市及び八重山郡において、計画的に牛体及び草地のダニの検査を行うとともに、血液原虫検査を実施する。

c 自衛防疫の推進

事業実施主体は、家畜防疫の円滑な実施に資するため、家畜防疫の推進の対象となる経営の家畜飼養計画、家畜生産導入計画等の実態調査、自らが行う自衛防疫事業の実施要望の把握等を行い、自衛防疫事業の適切な実施のために指定した獣医師との打合せ会議及び指導協会等の会員等をもって構成する自衛防疫推進協議会を都道府県段階及び地域段階で開催すると

ともに、畜産経営及び獣医師向けに印刷物等により各種家畜衛生情報の広報を行うものとする。

d 市町村推進会議の開催

国と一体的な防疫措置を実施し、畜産主要地域における市町村の自衛防疫推進体制を強化するため、市町村ごとにまん延防止対策等の推進計画の作成、検討等をするための検討会を開催する。

イ 家畜の伝染性疾病の発生予防

事業実施主体は、地域が一体となった家畜の伝染性疾病の発生予防の取組を推進するため、次の（ア）から（ウ）までに掲げる事業を実施するものとする。

（ア）飼養衛生管理基準遵守の強化

a 自衛防疫の取組推進

自衛防疫団体等は、地域における飼養衛生管理の高位平準化を図るため、次の（a）から（c）までに掲げる事業を実施するものとする。

（a）講習会・勉強会の開催

地域の自衛防疫団体等は、飼養衛生管理基準の適切な理解や、遵守徹底に向けた地域の対応方向を検討するため、講習会や勉強会を開催する。

（b）飼養衛生管理の確認・点検

情報通信技術（ICT）を利用した遠隔監視の活用等により飼養衛生管理の要改善箇所を確認・点検等を行うとともに、明らかになった課題について対応策を検討するための検討会を開催する。

（c）飼養衛生管理強化策の普及・啓発

地域の飼養衛生管理を強化するため、パンフレットの作成・配布等により、（b）で検討した対応策の普及・啓発を行う。

b 飼養衛生管理基準・特定家畜伝染病防疫指針普及推進会議

都道府県は、家畜の所有者が飼養衛生管理基準を遵守することによる家畜の飼養衛生環境の向上に向けた対応を助長するとともに、特定家畜伝染病防疫指針に基づく対策が迅速かつ的確に講じられる体制を構築するため、次の（a）及び（b）に掲げる会議を開催する。

なお、都道府県は、会議の開催に当たり、畜産関係団体等が開催する全国防疫推進講習会に参加すること等により、飼養衛生管理基準の普及及び特定家畜伝染病防疫指針の普及に必要な知識及び手法を習得しておくものとする。

（a）地域推進会議又は講習会

家畜保健衛生所が管轄する区域における飼養衛生管理基準及び特定家畜伝染病防疫指針に基づく地域段階の取組を推進するための、畜産農家、市町村、農業共済組合、農業協同組合、公衆衛生関係者等を対象とする会議又は講習会

(b) 県推進会議

飼養衛生管理基準及び特定家畜伝染病防疫指針に基づく当該都道府県内における広域的な取組を推進するための、畜産農家、市町村、農業共済組合、農業協同組合、当該都道府県の公衆衛生部局等から構成される会議

c 飼養衛生管理基準・特定家畜伝染病防疫指針指導の推進、普及及び強化

(a) 衛生管理指導

地元獣医師の診療等による農家への立入りの際に併せて実施する飼養衛生管理基準及び特定家畜伝染病防疫指針の普及・啓発並びに同基準及び同指針に基づく対策を強化するため、地元獣医師を積極的に衛生管理指導等に活用し、継続的な調査の実施等、本事業の効果的な推進を図る。

(b) 普及・啓発及び運営強化

(a) の取組を推進するに当たって、必要な調査用紙の作成及び調査結果の取りまとめ等を行うとともに、関係機関・団体に対し、定期的な情報の提供を行う。

d 飼養衛生管理の改善・向上の指導

家畜の所有者の飼養衛生管理の改善・向上に資する家畜衛生情報の周知や広報、飼養衛生管理の改善・向上に必要な知識や手法の普及啓発を行うための地域講習会の開催、現地指導等を行う。

(イ) 地域における発生予防の体制整備

a 農場バイオセキュリティの向上

事業実施主体は、地域の家畜の所有者等が当該地域の特性や畜種ごとの特性を踏まえて行う農場バイオセキュリティの向上の取組を推進するため、次の(a)及び(b)に掲げる事業を実施するものとする。

(a) 地域協議会の開催

当該地域における農場バイオセキュリティに係る課題を把握し、必要な対策を検討するため、行政、家畜の所有者、獣医師等の関係者による地域協議会を開催する。

(b) 農場バイオセキュリティ対策の普及等

(a) の地域協議会の結果を踏まえ、地域が一体となったねずみの駆除、野生動物の侵入防止対策、死亡家畜の適正な保管、飼料の加熱処理、消毒等のバイオセキュリティ対策の適切かつ効率的な実施方法について研修を行うなど、その普及を図るとともに、これらの対策の実施に必要な資材の整備（緊急消毒を除く。）を行う。

b 発生予防の体制整備

(a) 疾病予防地域検討委員会の開催

家畜の伝染性疾病の発生を予防するために、地域の家畜の飼養形態の特徴や疾病発生傾向等に精通する関係者及び専門家からなる検討委員会を開催し、地域の実情に則した疾病予防マニュアルを作成する。

(b) 疾病予防地域講習会の開催等

地域における家畜の伝染性疾病の予防対策を推進するため、専門家を講師とし、市町村、農業共済組合、農業協同組合、公衆衛生関係者、畜産農家等を対象とする講習会の開催等により疾病予防マニュアル及び家畜の伝染性疾病の予防に必要な知識の普及啓発を行う。

(c) 衛生検査、巡回指導等の実施等

(a)により検討された家畜の伝染性疾病について、浸潤状況を調査するため、地元獣医師を積極的に活用し、衛生検査、巡回指導等を継続して行うとともに、当該結果を定期的に関係者に情報提供する。

また、必要に応じ、衛生検査、巡回指導等に必要な技術・知見を習得する講習会に参加する。

(d) 資材等の導入

(a)により検討された家畜の伝染性疾病等について、その清浄化・発生予防対策等の取組を実施するとともに、それに係る資材等の支援をすることにより、幅広い普及啓発を行う。

(ウ) 野生動物や環境からの家畜の伝染性疾病の感染予防

a 感染予防対策の推進

事業実施主体は、消毒ポイントの適切な管理・運営、野生動物の拡散防止柵の設置等、地域における野生動物や環境からの家畜の伝染性疾病の感染予防に必要な対策を実施する。

b 緊急消毒の実施

都道府県は、「豚流行性下痢（PED）防疫マニュアル」（平成26年10月24日付け26消安第3377号消費・安全局長通知）の6の（3）の②の緊急消毒を行う。また、都道府県又は生産者の組織する団体等は、野生動物や野鳥における家畜の伝染性疾病の発生時に、地域協議会で決定した地域内の農場及びと畜場・食鳥処理場等の出入口、公道等の環境や車両消毒ポイント並びに農場敷地内の畜・鶏舎周辺での緊急消毒等を行う。

ウ 家畜の伝染性疾病のまん延防止

都道府県は、家畜の伝染性疾病のまん延を防止するための体制を整備するため、次の（ア）から（ウ）までに掲げる事業を実施するものとする。

(ア) まん延防止の円滑化

a 連絡調整会議の開催

広範囲な地域に影響を及ぼす家畜伝染病の発生に備え、防疫体制の充実を図るため、市町村、地域関係者をもって構成する連絡調整会議を開催す

る。

b 防疫演習の実施

連絡調整会議の結果を踏まえ、広範囲な地域に影響を及ぼす家畜伝染病の発生に備え、防疫体制の充実を図るための机上演習を行うとともに、都道府県及び周辺都道府県の防疫関係者が参加する防疫演習を開催する。この場合において、防疫演習を開催する都道府県は、事前に関係都道府県と調整するものとする。

c と殺家畜の輸送体制の構築

家畜伝染病の発生時においてレンダリング等を活用するためのと殺家畜の輸送体制を構築するため、関係者との協議及び調整並びに実証の取組を行うとともに、これらの取組に必要な資材の整備を行う。

(イ) 疾病発生時の体制整備

a 疾病発生時地域検討委員会の開催

家畜の伝染性疾病の発生時に、発生地域において迅速な防疫体制が構築される確かな防疫措置が図られるよう、地域の関係者及び専門家からなる検討委員会を開催し、疾病発生時の防疫対応や地域における連携体制等について定めた疾病発生時防疫マニュアルを作成する。

b 疾病発生時地域講習会の開催

作成した地域マニュアル及び地域の疾病発生時の防疫対応に必要な知識の普及啓発を行うため、専門家等を講師とし、市町村、農業共済組合、農業協同組合、公衆衛生関係者、畜産農家等を対象とする講習会を開催する。

c 防疫体制の整備

都道府県、市町村等は、家畜の伝染性疾病が発生した際の、地域レベルでの対策本部の設置、家畜の処理、防疫従事者の衛生管理、周辺農場及び疫学関連農場の対策に係る資材の支援等の防疫措置を迅速かつ的確に行うための体制を整備する。

d 発生農場等の防疫措置等

家畜の伝染性疾病のモニタリングへの協力、発生時のまん延防止のための防疫措置の実施を促進するため、当該家畜等における防疫措置に伴う体制が十分に整っていない場合に、発生農場等が経営再開計画に基づく経営維持・再開に必要な経費その他の防疫措置等に必要な経費について支援を実施する。

e 疾病の清浄性維持

(a) 地域検討委員会の開催

家畜の伝染性疾病の中で、過去に発生したことのある疾病又は地域に継続的・断続的に発生が見られる疾病について、清浄性の実現又は

維持を図るために、地域関係者や疾病ごとの専門家からなる検討委員会を開催し、地域の実情に則した清浄性維持マニュアルを作成する。

(b) 地域推進会議の開催

作成した清浄性維持マニュアルの実行や疾病の清浄性を確認するために必要な知識や手法の普及啓発を行うため、市町村、農業共済組合、農業協同組合、公衆衛生関係者、畜産農家等による推進会議を開催する。

(c) 清浄性確認検査、巡回指導

(a) により検討された家畜の伝染性疾病について、地元獣医師を積極的に活用し、清浄性確認検査、巡回指導等を継続して行うとともに、当該結果を定期的に関係者に情報提供する。

(ウ) 家畜の生産性を低下させる疾病の低減

a 全国検討会への出席

都道府県は、全国統一的に調査する家畜の生産性を低下させる疾病の対象疾病の設定、調査方法及び調査結果に基づく必要な管理指導方法等について検討するため、国が開催する全国検討会に出席する。

b 調査及び指導等の実施

(a) 調査経営の選定

家畜の生産性を低下させる疾病の低減を図るため、aの全国検討会での検討結果に基づき、aで設定された調査対象疾病について、病性鑑定依頼状況、農業共済等の診療簿、と畜場の食肉衛生検査成績等により、当該都道府県内の牛、豚及び鶏飼養経営の生産性阻害状況について確認し、特に、家畜損耗が多い畜産経営を調査経営として選定する。

(b) 疾病発生状況等の調査、検査及び指導等

(a) で選定された経営において、次の i から iii までに掲げる事項について検討を行うとともに、疾病発生状況等の聞き取り調査、必要な検査材料の採取及び検査、疫学調査、経済的損失の試算等を行い、最も有効な対策を講ずるとともに必要な衛生管理指導を行う。

なお、必要に応じて a で設定された調査対象疾病とは別の家畜の生産性を低下させる疾病を調査対象疾病として設定し、調査経営の選定及び疾病発生状況等の調査、検査並びに指導等を行うことができる。

- i 対象疾病の畜種ごとの調査経営の選定方法、調査戸数、調査頭数及び調査方法
- ii 調査経営の飼養家畜に係る死廃率及び廃棄率低減目標の設定
- iii 調査結果の取りまとめを受けた、その原因分析、対策、死廃率及び廃棄率低減目標の達成状況等

エ 畜産物の安全性向上

安全な畜産物の供給体制を推進するため、都道府県は次の（ア）及び（イ）に掲げる事業を、市町村、農業協同組合等は（ア）の a に掲げる事業を実施するものとする。

（ア）生産衛生管理体制の整備

a 農場HACCPの推進

（a）普及・定着の取組

HACCPの考え方を取り入れた飼養衛生管理（以下「農場HACCP」という。）の円滑な普及及び定着を推進するため、生産農場の集団組織化による取組地域及び取組団体を選定するとともに、次の i 及び ii に掲げる事項について検討する

i 参加農家における衛生管理のチェック方法、モニタリング方法等

ii 食肉衛生検査所の検査成績の分析等に基づいた適切な点検及び検証体制の構築

（b）取組地域における調査・検査の実施

畜産関係団体の協力のもと、参加農家における衛生管理状況の定期的な点検、病原微生物等の汚染又は発生状況の調査・検査及び検証並びにこれらの検証に基づいた農場の衛生管理方法の改善指導を実施し、取組地域ごとに調査成績及び衛生管理方法の改善指導成績等を取りまとめる。また、必要に応じ、指導に必要な技術・知見を習得する講習会への参加等による情報収集を行うとともに、得られた情報については、関係機関及び団体等に提供する。

（c）全国検討会への出席

取組地域における農場HACCPの普及及び定着状況に係る情報交換並びにその体制整備の進め方について協議するために、国等が開催する全国検討会に出席する。

b 鶏卵衛生管理体制の整備

関係団体一体となった衛生的な鶏卵の生産体制を推進するため、鶏、ねずみ、野鳥、衛生害虫、環境等についてサルモネラに係るモニタリング検査を実施して衛生実態を継続的に把握し、その取りまとめを行うとともに、当該結果についての疫学的な検討を行うことにより、「鶏卵のサルモネラ総合対策指針について」（平成17年1月26日付け16消安第8441号農林水産省消費・安全局衛生管理課長通知）に基づいた衛生管理の推進を図る。

（イ）動物用医薬品の適正使用と危機管理

a 動物用医薬品の適正使用・流通促進

獣医師等の動物用医薬品使用者と販売業者に対して動物用医薬品の使用と流通が適正に行われるよう監視・指導を行い、その結果について取りまとめを行う。

b 医薬品の検査

管内の医薬品販売業者等から医薬品の収去を行い、表示事項検査及び品質検査を行う。

c 医薬品の使用実態調査、指導

医薬品の畜産物への残留防止を図るため、畜産経営及び獣医師に対し医薬品の使用実態の聞き取り調査を行い、不適正な医薬品の使用が確認された場合は、速やかに適正使用についての指導を行う。

d 薬剤耐性菌の発現状況検査

家畜から分離した細菌について、医薬品等の使用に起因する薬剤耐性の発現状況に関する検査を行うものとする。

なお、検査の対象となる家畜、分離の対象とする菌種及び薬剤感受性の検査の対象とする抗菌性物質の選定については、関係機関との連携のもとに行うものとする。

e 危機管理対策研修会

bからdまでを円滑に実施するため、動物用医薬品の危機管理対策に関する研修会に出席する。

オ 野生動物の対策強化

事業実施主体は、野生動物による家畜の伝染性疾病の発生及びまん延を防止するため、次の（ア）及び（イ）に掲げる事業を実施するものとする。

（ア）リスクが高い地域における野生動物対策

家畜の伝染性疾病の中で、過去に発生したことのある疾病又は我が国への侵入リスクが高い疾病を別に消費・安全局長が地域ごとに指定した上で、地域の関係者の協力を得て、検査のための野生動物の捕獲、家畜及び捕獲した野生動物を対象とした清浄性又は浸潤状況を確認するための検査、検査のために捕獲した野生動物の処理等を実施する。

（イ）野生動物への感染防止対策

残飯等を介した野生動物への家畜の伝染性疾病の感染を防止するため、環境部局等とも連携し、ごみ箱や看板の設置等の対策を実施する。

カ 家畜衛生対策の推進に係る関連機器の整備

都道府県は、家畜衛生対策を推進するために必要な採材・検査機器、診断機器、遺伝子検査機器、バイオセキュリティ対応機器、資材の整備を行うものとする。

（2）養殖衛生管理体制の整備

ア 総合推進会議の開催等

都道府県は、養殖衛生管理体制整備を推進するために必要な次の（ア）から（ウ）までに掲げる会議について、出席するか又は自ら開催するものとする。

(ア) 全国会議

全国的に実施する養殖衛生対策推進を目的とした会議

(イ) 地域合同検討会議

近隣の複数の都道府県等で構成される養殖衛生対策推進を目的とした会議

(ウ) 県内養殖衛生対策会議

都道府県内で実施する養殖衛生対策推進を目的とした会議

イ 養殖衛生管理指導

都道府県は、養殖衛生管理指導を推進するため、次の(ア)から(ウ)までに掲げる事項を実施するものとする。

(ア) 医薬品等適正使用指導

養殖業者等に対し、水産用医薬品等の適正使用のための指導を行う。

(イ) 適正な養殖管理・ワクチン使用指導

養殖業者等に対し、適正な養殖管理衛生又はワクチン使用のための指導を行う。

(ウ) 抗菌剤の慎重な使用に係る指導体制の強化

養殖水産分野における抗菌剤の慎重な使用（治療効果を上げるために必要最小限な投薬をいう。）に関し、全国的な研修会に出席するとともに、魚類防疫員等を対象とする講習会を開催する。

(エ) 養殖衛生管理技術普及・啓発

養殖衛生管理技術の向上・推進を図るための当該技術に関する全国的な研修会へ参加するか又は養殖業者等を対象とする講習会を自ら開催する。

ウ 養殖場の調査・監視

都道府県は、養殖生産物の安全性の確保を図るため、養殖業者等に対して次の(ア)から(ウ)までに掲げる調査を行うものとする。

(ア) 養殖資機材使用状況調査

水産用医薬品等の養殖資機材の使用状況調査

(イ) 医薬品残留検査

水産用医薬品を使用したことのある出荷対象養殖魚についての医薬品残留検査。

なお、残留検査の方法については、毎年度、厚生労働省が各都道府県衛生主管部（局）長あてに通知している「畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査の実施について」等を参考に実施するものとする。

(ウ) 薬剤耐性菌実態調査

水産用医薬品の薬剤耐性菌の実態調査

エ 養殖衛生管理機器の整備

都道府県は、養殖衛生管理対策を推進するために必要な蛍光抗体装置その他

の診断機器等の整備を行うものとする。

オ 疾病の発生予防・まん延防止

都道府県は、魚病の発生・伝播の防止、魚病被害の軽減を図るため、次の（ア）から（エ）までに掲げる事項を実施するものとする。

（ア）疾病の監視

養殖水産動植物の疾病検査・調査の実施、養殖場の疾病監視及び養殖業者等に対する疾病の防疫指導を行う。

（イ）疾病発生対策

疾病被害が懸念される場合又は他への感染により重大な被害が予想されるような疾病が懸念される場合に、疾病検査・診断及び防疫指導を行う。

（ウ）特定疾病まん延防止措置

持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第8条第1項に基づく都道府県知事の命令によるまん延防止措置とし、その運用については別添5に定めるところによるものとする。

（エ）アユ冷水病対策

アユ冷水病の防疫対策を推進するため、保菌検査等調査、巡回指導、協議会・研修会等を行う。

（オ）都道府県は、（ア）、（イ）及び（ウ）に掲げる事項に係る調査・検査について、国立大学法人その他都道府県知事が必要と認めるものに委託して行うことができるものとする。

カ 事業の委託

都道府県は、アからオの事業メニューを実施する場合、調査・検査等を独立行政法人その他都道府県知事が必要と認めるものに委託して行うことができるものとする。

（3）病虫害の防除の推進

ア 薬剤抵抗性病虫害・雑草の発生状況調査等の手法の確立

都道府県は薬剤抵抗性病虫害・雑草の当該地域における発生状況を把握し、適時適切な防除指導を行うため、次の（ア）及び（イ）に掲げる事項を実施するものとする。

（ア）現場で使用できる簡便・迅速な薬剤感受性検定方法の確立

地域における薬剤抵抗性病虫害・雑草の発生状況を効率的に把握するため、対象とする病虫害・雑草を選定し、各種薬剤系統ごとの感受性検定手法について、検定の精度、コスト（検定用資材、人員等）、検定期間、作業性（専門知識や特殊技術の要否）等を調査し、当該病虫害・雑草に用いられる簡便・迅速な感受性検定手法を確立する。

(イ) モニタリング手法や判断基準の確立

地域における薬剤抵抗性病害虫・雑草の発生状況を効率的に把握し、その結果を効果的な指導に活用するため、作業の省力化（調査箇所・件数の見直し、新規技術の活用等）やコスト（人員の効率的な配置の検討等）の観点を考慮した、新たな薬剤抵抗性病害虫・雑草の発生状況の調査手法を確立するとともに、調査の結果に基づいて、薬剤抵抗性病害虫・雑草に対する適切な管理手法を選択・実施するための判断基準を確立する。

イ 農薬に頼ることができない病害虫・雑草の発生状況に応じた管理手法の確立

化学農薬のみによる防除が困難な病害虫・雑草による被害を低減するため、都道府県は、次の（ア）から（エ）までに掲げる事項を実施するものとし、事業実施主体が都道府県以外の場合にあっては、（ウ）に掲げる事項を実施するものとする。その際、事業の的確な実施を図るため、病害虫防除所、試験研究機関等関係者による推進体制を整備するとともに、普及推進の取組の実施を目的として防除技術の確立を図るものとする。

また、確立を図る技術は、病害虫・雑草の発生を経済的な被害が生じるレベル以下に抑制するための要防除水準を策定したものにしよう努めるものとする。

(ア) 天敵・フェロモン等を利用した防除技術体系の確立

化学農薬のみによる防除が困難な病害虫・雑草のまん延防止が期待できる天敵やフェロモン等を利用した防除技術体系を確立する。

(イ) 薬効を温存するためのローテーション散布の検証と改良

薬剤感受性の回復や防除効果の安定化による経済的損失の回避等が期待される効果の高いローテーション散布について、慣行防除体系の有効性の評価に基づく新たな薬害抵抗性病害虫・雑草の発生を抑制できる防除暦の作成等による指導の改良を行う。

(ウ) 総合的病害虫・雑草管理による防除体系の確立

難防除病害虫・雑草が多発している防除体系を見直すため、化学農薬だけに依存しない物理的防除等を効果的に組み合わせた難防除病害虫・雑草等に対する総合的病害虫・雑草管理による防除体系の確立を進める。

(エ) 基幹的マイナー作物病害虫・雑草防除技術体系の緊急確立

基幹的マイナー作物について、病害虫・雑草の発生及び被害状況の調査、病害虫・雑草の効果的な防除技術の確立等を行い、多様な防除技術を組み合わせた総合的病害虫防除体系を確立する。

ウ 都道府県がア及びイの事業メニューを実施する場合、目標達成のために必要となる調査・試験を独立行政法人その他都道府県知事が必要と認めるものに委託して行うことができるものとする。

(4) 重要病害虫の特別防除等

ア 重要病害虫侵入警戒調査等の実施

都道府県及び市町村は、重要病害虫の侵入を早期に発見するため、次の(イ)及び(ウ)に掲げる調査等を行うものとする。

なお、この場合にあつては、対象病害虫の侵入警戒調査等を実施する体制が整備されているか又は整備されることが確実と見込まれるよう留意するものとする。

(ア) 対象地区

細 目	対 象 地 域
1 奄美群島重要病害虫侵入警戒調査等	奄美群島内のミカンコミバエ種群及びウリミバエの侵入警戒地域並びにアフリカマイマイ発生地域
2 ミバエ類等侵入警戒調査等	寄主植物の存在する都道府県内(ミカンコミバエ種群及びウリミバエにあつては、沖縄県及び1の対象地域を除き、アリモドキゾウムシ、イモゾウムシ及びアフリカマイマイにあつては、沖縄県を除く。)

(イ) 奄美群島重要病害虫侵入警戒調査等

ミカンコミバエ種群及びウリミバエにあつては、トラップ調査及び生果実調査によるものとし、トラップ調査は周年、生果実調査は寄主果実が採取される時期に行う。

アフリカマイマイにあつては、被害の著しい野菜栽培地等を対象に誘引剤等の散布を行い、その効果を確認する。

(ウ) ミバエ類等侵入警戒調査等

チチュウカイミバエ、ミカンコミバエ種群、ウリミバエ、コドリングア、カンキツグリーニング病、アリモドキゾウムシ、イモゾウムシ、アフリカマイマイ、火傷病、スイカ果実汚斑細菌病、プラムポックスウイルス、ポテトスピンドルチューバーウィロイド、*Phytophthora kernoviae* 及び *Phytophthora ramorum* が侵入する危険性の高い時期に、誘殺トラップ等により、調査を行う。

なお、アフリカマイマイにあつては、雨の多い時期に調査を行うものとする。

る。

また、カンキツグリーンング病については、未発生地域への侵入を防止するため、媒介昆虫に対する侵入防止防除を実施するものとする。

イ 移動規制病害虫特別防除

都道府県及び市町村は、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）に基づき移動規制等の措置が講じられうる国内の一部に発生した病害虫であって、急速なまん延が危惧され、被害の増加と周辺地域の農業生産の振興に甚大な被害を及ぼすおそれのあるものについて、まん延防止と被害軽減のため、発生調査、調査を踏まえた防除等を実施するものとする。

その際、病害虫のまん延防止を図るため、必要な指導、事業周知を行うものとする。

なお、都道府県及び市町村がこの事業メニューを実施する場合にあっては、対象となる病害虫が発生している場合に限るものとする。

ウ 重要病害虫の防除

（ア）重要病害虫（ツマジロクサヨトウを除く。）

都道府県及び市町村は、国内で新たに発生した重要な病害虫又は国内の一部の地域に発生した重要病害虫であって、急速なまん延が危惧され、被害の増加と周辺地域の農業生産の振興に甚大な被害を及ぼすおそれがあり、植物防疫法に基づく防除に関する勧告等の対象となりうるものについて、発生調査、防除、防除効果確認調査、防除技術の確立等を実施するものとする。

その際、病害虫のまん延防止を図るため、必要な指導、事業周知を行うものとする。

なお、都道府県及び市町村がこの事業メニューを実施する場合にあっては、対象となる病害虫が発生しているか又は侵入が懸念される場合に限るものとする。

（イ）越境性病害虫（ツマジロクサヨトウに限る。）

都道府県は、越境性病害虫の侵入のおそれがある場合には、侵入警戒等調査を行うものとし、事業実施主体は、越境性病害虫の発生が確認された地域において、農作物被害の発生及び拡大を防止し、周辺地域の農業生産の振興に甚大な被害を及ぼすことがないよう農薬散布、早期刈取り等の防除対策を実施するものとする。

なお、事業実施主体がこの事業メニューを実施する場合にあっては、都道府県又は市町村による防除指導を受けている場合に限るものとする。また、防除に関する交付対象経費その他の実施細目については、消費・安全局長が別に定めるものとする。

エ 特殊病害虫緊急防除

（ア）都道府県及び市町村は、国内で新たに発生した重要な病害虫又は国内の一

部の地域に発生している重要病害虫であって、急速なまん延が危惧され、被害の増加と周辺地域の農業生産の振興に甚大な被害を及ぼすおそれがあるものについて、発生範囲を特定するための調査及び初動防除を実施するものとする。

- (イ) (ア) の調査結果等を踏まえ、緊急に防除対策等の措置を講じる必要があるものについて、発生状況調査、防除、防除効果確認調査、防除技術の確立等を実施するものとする。

その際、病害虫のまん延防止を図るため、必要な指導、事業周知を行うものとする。

なお、都道府県及び市町村がこの事業メニューを実施する場合にあつては、対象となる病害虫が発生しているか又は発生しているおそれがある場合に限るものとする。また、防除に関する交付対象経費その他の実施細目については、消費・安全局長が別に定めるものとする。

オ 特殊病害虫根絶防除

- (ア) 鹿児島県は、奄美群島に発生しているアリモドキゾウムシの根絶のため、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）の規定に基づき、自然環境に配慮した上で、次の a から c までに掲げる防除等を行うものとする。

a 発生密度抑制

アリモドキゾウムシの発生密度を低下させるため誘殺板の設置、薬剤の散布及び寄主植物の除去を行う。

b 不妊虫放飼

アリモドキゾウムシを根絶するため鹿児島県大島支庁内のアリモドキゾウムシ不妊虫大量増殖施設（以下「増殖施設」という。）の維持管理を行うとともに、当該施設で生産した不妊虫を放飼する。

なお、増殖施設の使用は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）の規定により行うものとする。

c 防除効果確認調査

トラップによる誘殺数及び寄主植物の寄生率により、毎月 1 回以上行う。

その際、病害虫のまん延防止を図るため、必要な指導、事業周知を行うものとする。

- (イ) 鹿児島県及び沖縄県は、鹿児島県奄美群島及び沖縄県に発生しているカンキツグリーンング病菌の根絶のため、次の a から d までに掲げる防除等を行うものとする。

a 媒介昆虫の防除

カンキツグリーンング病を媒介する昆虫であるミカンキジラミの薬剤による防除を行う。また、その他効果が認められる方法により、ミカンキジ

ラミの増殖・分散を防止する。

b カンキツグリーンング病菌の調査

カンキツグリーンング病菌の宿主植物の探索及び遺伝子診断法等の検定を用いた調査を行う。ただし、九州農政局又は内閣府沖縄総合事務局が特に必要と認めたものに限る。

c り病樹の伐採除去、焼却、埋却

り病樹の伐採除去、焼却、埋却を行う。

d 指導、事業周知活動

a から c を行う際、病虫害のまん延防止を図るため、必要な指導、事業周知活動を行うものとする。

第2 食料安全保障確立対策整備交付金

伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止

家畜衛生の推進

ア 高度バイオセキュリティ対応施設整備

都道府県は、家畜及び野生動物における疾病の診断の迅速化、高度化及びバイオセキュリティの確保等に資するため、次の（ア）及び（イ）に掲げる施設等の整備を行うものとする。なお、（ア）及び（イ）に掲げる施設等については、防火性や十分な広さを有する等、安全性を考慮した構造設備を有するものとする。

（ア）高度バイオセキュリティ病性鑑定検査施設

検査術者への病原体の暴露や検査室外への散逸防止のために必要なバイオセキュリティを備えた病性鑑定実施のための検査室

（イ）高度バイオセキュリティ病性鑑定関連施設等

a 病性鑑定前処理施設

剖検や病性鑑定に使用する材料を採材するための施設であって、血液、体液その他の汚水及び汚物による環境の汚染を防止するために必要な構造を有するもの

b 病性鑑定畜冷蔵冷凍保管施設

病性鑑定の結果が判明するまでの間、病原体、病性鑑定畜、病性鑑定資材等を適切に保管するための施設であって、病原体の散逸や病性鑑定畜の血液、体液その他の汚水及び汚物による環境の汚染を防止するために必要な構造を有するもの

c 感染性廃棄物処理施設

病性鑑定畜の血液、体液その他の汚水及び汚物による環境の汚染を防止するとともに、病原体を確実に不活化することのできる能力を有する施設

d 排水等衛生管理施設

病性鑑定で生じた汚水等による環境の汚染を防止するために必要な構造を有する施設

e その他病性鑑定を適切に実施するために必要な関連施設等

精度管理に関する文書や電子データ等を適切に管理するために必要な施設、防疫資材を備蓄するための施設等

イ 地域における車両消毒施設整備

都道府県、市町村等は、交差汚染による疾病のまん延を防止するため、多数の畜産関係車両が集合すると畜場・食鳥処理場、家畜市場等の施設の出入口に車両消毒施設を整備するものとする。

ウ 野生動物侵入防止柵整備

事業実施主体は、アフリカ豚熱の発生を予防するため、規模拡大等により新たに野生動物侵入防止柵を整備する必要性が生じた養豚農場において野生動物侵入防止柵（出入りのために一体的に設ける可動柵を含む）を整備するものとする。

別添 2

都道府県知事等に交付する交付金の額の算定の方法について

都道府県知事等に交付する交付金の額は、毎年度、次により求める額とする。

(1) 食料安全保障確立対策推進交付金

$$\textcircled{1} \text{ 交付額} = \Sigma (A \times (\Sigma B \times C) + F) \times D \times E$$

A：消費・安全局長等が、毎年度、当該年度の予算の範囲内において、要綱の第6の2の特別交付型交付金の額及びFの総額として別に定める額等を勘案の上、要綱の別表1の目的（以下、単に「目的」という。）ごとに定める金額

B：表2-1の配分基準の項目の欄に示された各項目についての、当該都道府県等の占める割合

C：表2-1の左のウエイトの欄に掲げる割合

D：本通知の第6により、消費・安全局長等が定める当該都道府県等の事後評価に基づく評価結果指数

E：当該都道府県等の前年度の交付金執行率（前年度の交付額執行額／前年度の交付額総額）に基づき次表から求める係数

前年度の執行率	係数
前年度の交付金の執行率が80%以上	1.00
〃 50%以上80%未満	0.90
〃 50%未満	0.80

注：自然災害や経済的事情の著しい変化等の要因によって、正常な事業の遂行が困難になった場合であって、地方農政局長等がやむを得ないと認めた場合に限り、係数を変更することができる。

F：以下により算出する額

Fの算出方法

$$F = (F \text{ の合計額として消費・安全局長等があらかじめ定めた額} + \beta) \times (\text{当該都道府県等の持ち点} (\alpha) / \text{全都道府県等の持ち点の総計})$$

$$\alpha = \Sigma ((\text{当該目的の要望額合計} - (A \times (\Sigma B \times C))) \times \text{当該目的のポイント} (\text{注1}))$$

注1：当該目的のポイントの求め方

都道府県等が要綱の別表1の目標の単位ごとに設定する目標値について、都道府県等間の相対的比較により5段階に点数化し、さらに目的に含まれる目標ごとの点数を平均し、目的ごとのポイントを求める。

注2：当該目的の要望額合計 $\leq (A \times (\Sigma B \times C))$ の場合は、
当該目的の要望額合計 $- (A \times (\Sigma B \times C)) = 0$ とする。

β = 目的ごとの都道府県等の要望額がそれぞれの目的ごとのAの金額を下回る場合の差額、評価結果指数及び執行率に基づく係数を乗じたことにより生ずる差額の総計

- ② ①のD、Eにより減じた交付金の額は、年度途中の当該都道府県の事業の取組状況を勘案し、地方農政局長等が適当と認める場合には追加交付を行うことができるものとする。

表 2 - 1 配分基準の項目とウェイト

目 的	配分基準の項目	左のウェイト
I 農畜水産物の安全性の向上	①耕地面積 ②農業産出額（耕種） ③米のヒ素含有実態調査における検出点数 ④米のカドミウム含有実態調査における検出点数 ⑤処理すべき埋設農薬の数量（注1） ⑥事業要望額	15% 15 5 5 10 45
II 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止	①農業産出額（畜産） ②家畜保健衛生所獣医師職員数 ③養殖衛生指導員数 ④対象作物数（注2）×IPM技術等試験実施面積（注3） ⑤対象病虫害調査等総回数（注4） ⑥事業要望額	25% 10 5 5 5 50

注1：処理すべき埋設農薬の数量は、当該都道府県が「埋設農薬の管理状況等に係る調査について」（平成20年4月3日付け農林水産省消費・安全局長通知）により把握した数量から、事業実施前年度末までに処理を実施した数量を除いた数量とする。

2：対象作物数は発生状況調査の手法や防除技術体系等を確立する作物数。

3：IPM技術等試験実施面積は、試験圃、実証圃の面積（単位 a、延べ面積ではない）であり、対象作物数が複数ある場合は、試験圃、実証圃の面積を総合計したものを対象作物数で割った値。

4：対象病虫害調査等総回数は、対象病虫害の侵入警戒調査、発生調査及び防除の延べ地点数×調査月数。

(2) 食料安全保障確立対策整備交付金

①交付金の算定方法

都道府県ごとの交付額は、(ア)及び(イ)により算出した額の合計とする。

(ア) 優先枠の取組に対する配分

優先枠の対象となる事業の内容はガイドラインの第2ウの区分とする。

各都府県が策定した事業実施計画（事業実施主体の計画を集約し、都府県ごとに作成する）において設定された目標値からポイント数を算定し、優先枠の予算の範囲内でこのポイント数の高いものから順に配分する。

(イ) 優先枠以外の取組に対する配分

各都道府県が策定した施設ごとの事業実施計画において設定された目標値からポイント数を算定し、(ア)の合計額を除いた予算の範囲内で、このポイント数の高いものから順に配分する。

なお、(ア)により配分した結果、予算配分が行われなかった事業実施計画については、(イ)における算定の対象とする。

また、ガイドラインの第2イの区分への配分については、その事業実施計画の提出がある場合にあっては、少なくとも1事業には配分を行うものとする。さらに、当該区分及びガイドラインの第2ウの区分への配分に当たっては、ガイドラインの第2アに係る事業実施計画の提出がある場合には、家畜保健衛生所の施設維持の重要性に鑑み、一定額を超えない範囲で行うものとする。

②ポイントの算定方法

ポイント数 = α ア + β イ + γ ウ + エ

※ ア、イ、ウ及びエの算出方法については下記参照。また、 α 、 β 及び γ はガイドラインの第2アの(ア)及び(イ)、イ並びにウの区分に応じた下記係数を使用。

ア（診断の迅速化・診断精度の向上・消毒等の効率性）の算出方法

$$\text{ア} = 1 - (a/b)、1 - (d/c)、e/f、1 - (g/h)、i/j \text{ 又は } k$$

a：整備予定施設を用いた場合において、病性鑑定に要する平均所要時間

b：現状値（病性鑑定に要する平均所要時間）

c：整備予定施設を用いた場合において、病性鑑定が実施可能な件数

d：現状値（1日当たりの病性鑑定が実施可能な件数）

e：当該畜産車両集合施設における直近年度の家畜取扱頭数 ※

f：200,000（我が国最大規模のと畜場における家畜取扱頭数）

※「家畜取扱頭数」とは、1年間に取り扱った家畜について、家畜衛生単位（牛

：豚：鶏＝1：0.2：0.01) を使用し、牛の頭数として換算した数

g：整備予定施設を用いた場合において、1年間当たりの精度管理に係る文書や電子データの整理に要する所要時間

h：現状値（1年間当たりの精度管理に係る文書や電子データの整理に要する所要時間）

i：新たに野生動物侵入防止柵を整備する*養豚農場数

※既存柵に追加して整備する場合、既存柵の周囲に二重柵を整備する場合は該当しない

j：整備予定の養豚農場数

k：1（防疫資材を備蓄するための施設を整備する場合）

当該施設を整備することにより、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の発生疑い時における防疫資材の防疫拠点への集積の効率化が図られる場合又は都道府県間の協定等に基づき、当該施設において備蓄されている防疫資材を他の都道府県へ貸し付けることが予定されている場合は、2を加算

イ（診断・消毒の高度化）の算出方法

イ＝1（整備予定施設により病性鑑定指針に定める検査法が新たに実施可能となる場合、新たに車両消毒施設を設置する場合又は新たに若しくは既存柵に追加して野生動物侵入防止柵を整備する農場を含む場合（既存柵の周囲に二重柵を整備する農場のみの場合を除く）に限る。）整備しようとする施設により遺伝子検査専用検査室を有することになる場合は、2を加算。

ウ（バイオセキュリティの確保）の算出方法

ウ＝ $1 - (a/b)$ 、 $1 - (d/c)$ 、 $1 - (e/f)$ 又は g/h

a：整備予定施設を用いた場合において、目的物の消毒に要する平均所要時間

b：現状値（目的物の消毒に要する平均所要時間）

c：整備予定施設を用いた場合において、バイオセキュリティの確保が可能となる1月当たりの処理頭羽数

d：現状値（1月当たりの処理頭羽数（需要を上回る件数としないこと））

e：整備予定施設を用いた場合において、目的物を保管に適切な温度まで冷却するために要する平均所要時間

f：現状値（目的物を保管に適切な温度まで冷却するために要する平均所要時間）

g：整備予定の養豚農場数

h：500（養豚農家戸数が最も多い都道府県における戸数）

エ（その他）の算出方法

エ = a、b 又は c

a : 1（施設整備により、機能向上（温室効果ガス排出低減といった環境対策、施設の長寿命化等）が図られる場合。）

b : 5（高度バイオセキュリティ病性鑑定検査施設と、高度バイオセキュリティ病性鑑定関連施設等をまとめて整備する場合。）

c : 3（施設整備により、精度管理に関する文書や電子データの一元的な管理が可能となる場合。）

【ガイドラインの区分に応じた係数】

ガイドラインの第2のアの（ア）に該当する施設における係数

$$\alpha = 1、\beta = 2、\gamma = 7$$

ガイドラインの第2のアの（イ）の a に該当する施設における係数

$$\alpha = 4、\beta = 3、\gamma = 3$$

ガイドラインの第2のアの（イ）の b に該当する施設における係数

$$\alpha = 1、\beta = 1、\gamma = 8$$

ガイドラインの第2のアの（イ）の c に該当する施設における係数

$$\alpha = 1、\beta = 1、\gamma = 8$$

ガイドラインの第2のアの（イ）の d に該当する施設における係数

$$\alpha = 1、\beta = 1、\gamma = 8$$

ガイドラインの第2のアの（イ）の e に該当する施設における係数

$$\alpha = 4、\beta = 2、\gamma = 4$$

ガイドラインの第2のイに該当する施設における係数

$$\alpha = 5、\beta = 2、\gamma = 3$$

ガイドラインの第2のウに該当する施設における係数

$$\alpha = 4、\beta = 2、\gamma = 4$$

別添 3

特別交付型交付金の交付その他運用の方法について

1 特別交付型交付金の交付及び事業の内容

要綱第6の2に定める特別交付型交付金は、年度途中において、生産・貯蔵・加工段階で有害化学物質及び有害微生物により農産物等（畜産物、林産物、水産物、飼料作物、農用地の土壌、農業用水等を含む。以下同じ。）及び加工食品の汚染が懸念される場合、表3-1に掲げる埋設農薬の漏えい等により周辺環境への悪影響が懸念される場合、家畜及び養殖水産動植物の疾病又は植物の病虫害（雑草を含む。）が発生し、又はそのまん延のおそれが生じた場合であって、都道府県知事等から地方農政局長等あてに対策の実施に必要な交付金の交付の申請があり、地方農政局長等が必要と認めた場合に交付する。ただし、前年度から引き続いて継続的に事業を実施する必要がある場合等にあつては、特別交付型交付金を年度当初に交付することができる。

2 特別交付型交付金の対象となる事業の内容

特別交付型交付金の対象となる事業の内容は、要綱別表1の1のうち下表に掲げるものとする。

目 的	目 標	事業メニュー
I 農畜水産物の安全性の向上	1-1 安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証	(2) 安全性向上の有効性・実行可能性の検証
	2 農薬の適正使用等の総合的な推進	(6) 埋設農薬処理の進行管理の実施 (7) 埋設農薬の漏えい等による周辺環境への悪影響の防止措置の実施
II 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止	1 家畜衛生の推進	(1) 監視体制の整備・強化 (2) 家畜の伝染性疾病の発生予防 (3) 家畜の伝染性疾病のまん延防止 (4) 畜産物の安全性向上 (5) 野生動物の対策強化 (6) 家畜衛生の推進に係る関連機器の

		<p>整備（自然災害等により被害を受けた家畜保健衛生所における円滑な事業の遂行が困難となった場合は、家畜の伝染性疾病のまん延のおそれがあるものとみなすことができる。）</p> <p>〈地区推進事業〉</p> <p>(7)家畜の伝染性疾病の発生予防</p> <p>(8)家畜の伝染性疾病のまん延防止</p> <p>(9)畜産物の安全性向上</p> <p>(10)野生動物の対策強化</p>
	2 養殖衛生管理体制の整備	(5)疾病の発生予防・まん延防止（特定疾病まん延防止措置に関するものに限る。）
	3 病虫害の防除の推進	<p>(1)薬剤抵抗性病虫害・雑草の発生状況調査等の手法の確立</p> <p>(2)農薬に頼ることができない病虫害・雑草の発生状況に応じた管理手法の確立</p>
	4 重要病虫害の特別防除等	<p>(2)移動規制病虫害特別防除</p> <p>(3)重要病虫害の防除</p> <p>(4)特殊病虫害緊急防除</p> <p>(5)特殊病虫害根絶防除</p>

3 特別交付型交付金の交付額

特別交付型交付金として交付する額は、毎年度、予算の範囲内において、消費・安全局長等があらかじめ別に定めるものとする。

4 交付の手続き

都道府県知事等は、特別交付型交付金の交付が必要となった場合には、要綱の別紙様式第1号により事業実施計画書を作成し、地方農政局長等に提出する。その際、目標値は、「（対象となる有害化学物質又は有害微生物による）農産物等・加工食品の汚染低減及び健康上問題となる程度に汚染された農畜産物等の流通の防止」、「（対象となる埋設農薬の）漏えい防止」、「（対象となる疾病、病虫害又は雑草の）発生抑制」又は「（同）まん延防止」とする。

また、事業の機動的・迅速な実施を確保するため、都道府県知事等と地方農政局長等は十分な連絡調整を図り、可能な限り速やかに特別交付型交付金を交付するよう努めるものとする。

5 特別交付型交付金により実施した事業の事後評価の取扱い

特別交付型交付金により実施した事業についても事後評価を行う。その際、以下の視点からの評価を行うこととし、評価結果に基づき、次年度以降の事業の継続の可否等の判断を行うものとする。

なお、特別交付型交付金による事業の事後評価に当たっては、当該有害化学物質又は有害微生物、当該埋設農薬漏えい等による環境への影響、疾病や病害虫に関する専門家による意見を必ず聞くものとする。

事後評価の視点

① 以下に掲げる観点から事業の効果はみられるか

特別交付型交付金の交付対象となる

- ・有害化学物質又は有害微生物による汚染が低減され、健康上問題となる程度に汚染された農畜産物等の流通が防止されたか。
- ・埋設農薬の漏えい等による汚染の拡大が防止されたか。
- ・疾病・病害虫の発生が抑制又はまん延が防止されたか。

②事業の執行は適切であったか

表 3 - 1 特別交付型交付金の交付対象となる有害化学物質及び有害微生物、埋設農薬、疾病又は病虫害

目 標	対象となる有害化学物質及び有害微生物、埋設農薬、疾病又は病虫害
<p>安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証</p>	<p>生産・貯蔵・加工段階で農産物等・加工食品を汚染する有害化学物質（かび毒、アクリルアミド、多環芳香族炭化水素類、カドミウム、ヒ素、鉛等）及び有害微生物（カンピロバクター、腸管出血性大腸菌等）</p>
<p>農薬の適正使用等の総合的な推進</p>	<p>埋設処理されている残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約附属書 A 及び附属書 B に掲げる化学物質を含む農薬、BHC を含む農薬及び環境へ悪影響を及ぼす恐れのある農薬</p>
<p>家畜衛生の推進</p>	<p>家畜伝染病予防法第 2 条及び第 4 条に規定する伝染性疾病</p>
<p>養殖衛生管理体制の整備</p>	<p>持続的養殖生産確保法第 2 条第 2 項に規定する特定疾病</p>
<p>病虫害の防除の推進</p>	<p>地域の農作物に甚大な被害を及ぼす恐れのある植物防疫法第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する有害動植物（同法第 16 条の 3、第 17 条、第 30 条及び第 32 条第 6 項の対象となりうる重要病虫害を除く。）又は雑草</p>
<p>重要病虫害の特別防除等</p>	<p>植物防疫法第 16 条の 3、第 17 条、第 30 条及び第 32 条第 6 項の対象となりうる重要病虫害</p>

別添 4

事後評価結果の反映の方法等について

1 都道府県等における事後評価の方法

- (1) 都道府県等は、要綱第7の1により事業実施主体から提出される成果報告書を基に、目標ごとに、当初設定した目標値に対する当該事業実施年度における達成度（実績値／目標値）を算出する（小数点第1位は切り捨て）。
- (2) (1) で求めた目標ごとの達成度を、各目標の交付金の執行額で加重平均し、都道府県等の総合的な達成度を算出し、その結果を表4-1の基準に当てはめて、総合評価を行う。

表4-1 総合評価の基準等

総合評価	基準	配分額への反映率 (評価結果指数)
A	達成度の平均が80%以上	1.00
B	達成度の平均が50%以上80%未満	0.90
C	達成度の平均が50%未満	0.80

なお、家畜の伝染性疾病の発生、自然災害、経済的事情の著しい変化等の要因により、正常な事業の遂行が困難となり、目標値の達成が困難になった場合であって、事後評価に際して意見を聴く学識経験者等第三者が妥当であると認めた場合に限り、評価の基準を変更することができる。

2 事後評価結果の反映

1で求めた都道府県等の総合評価の結果を基に、表4-1から、配分額への反映率（評価結果指標）を求め、別添2の算式に適用することにより、次年度以降の交付金の額に反映させる。

特定疾病まん延防止措置の運用について

1 目的

消費・安全対策交付金実施要領（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 消安第 10272 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「実施要領」という。）別添 1 の 2 の（2）のオの（ウ）に定める特定疾病まん延防止措置は、持続的養殖生産確保法第 8 条第 1 項に基づく都道府県知事の命令によるまん延防止措置に係る以下の対策とする。

2 交付対象事業

特定疾病まん延防止措置の交付対象は、以下の対策とする。

（1）まん延防止措置推進対策

実施要領別添 3 に定める養殖水産動植物の疾病（以下「特定疾病」という。）のまん延を防止するため、特定疾病が発生し、又は発生した疑いがある養殖場等において、都道府県が行う持続的養殖生産確保法（以下「養殖法」という。）第 8 条第 1 項に基づく都道府県知事の命令に伴う損失の補償。

（2）まん延防止適正推進対策

（1）の事業実施に当たり、都道府県職員が行う損失額把握のための履行状況の確認。

3 交付対象事業の実施

2 の交付対象事業を実施しようとする都道府県知事は、地方農政局長等及び消費・安全局長と十分な連絡調整の上、要綱の別紙様式第 1 号 - 1 の事業実施計画書とともに別添 5 - 2 の特定疾病まん延防止措置（交付対象事業）事業実施計画書を地方農政局長等に提出しなければならない。

4 交付対象

（1）まん延防止措置推進対策

都道府県が行う養殖法第 8 条第 1 項に基づく都道府県知事の命令に伴う損失の補償について以下により算出される経費とする。

ア 水産動植物の価値相当分に要する経費

下記の算式により算出される水産動植物の価値相当分を助成の対象とする。

ただし、養殖法第 9 条第 3 項の規定に基づき都道府県知事が決定した損失補償額が当該算式により算出された水産動植物の価値相当分の額を下回る場合は、都道府県知事が決定した損失補償額を当該水産動植物の価値相当分とする。

$$(\text{水産動植物の価値相当分}) = (\text{焼却・埋却命令による処分の時点で生きている水産動植物に係る種類ごとの単価}) \times (\text{焼却・埋却命令による処分の時点で生きているものとして立会いの都道府県職員が確認した種類ごとの数量}) \times 5 / 10$$

ただし、以下の種類ごとの単価を上限とし、地域ごとの実勢単価がこれを下回る場合には当該実勢単価とする。

・水産動植物に係る種類ごとの単価

次の表の魚種の欄に掲げる水産動植物の単価はそれぞれの単価の欄に定める額以

下の額とし、その他の水産動植物については、都道府県等が示す実勢単価等を踏まえて消費・安全局長が個別に定める価格とする。

魚 種	単 価 (単位：円/kg)
マゴイ (ヒゴイを含む)	361
ニシキゴイ	2,377
ギンザケ	406
ニジマス	675
マダイ	802
クルマエビ	4,659
マガキ属カキ類	186 (殻付き)
ホタテガイ	189 (殻付き)
マボヤ	162 (殻付き)

イ 焼却・埋却に要する経費

(ア) 焼却又は埋却費

焼却時の重機の借り上げ及び焼却又は埋却処分に要した経費とする。

(イ) 陸上運搬費

養殖場等から焼却・埋却処分場までの陸上運搬経費とする。

(ウ) 賃金

焼却又は埋却を行うため特別に必要となる作業のための雇上げ等特に必要と認める経費(通常の水揚げ作業に要する経費等で、本来養殖水産物の価額に含まれるべき付加価値相当分を除く。)とする。

(エ) 消耗品費

容器等を調達するのに要する経費とする。

(オ) その他特に必要と認める経費

(ア) から (エ) に掲げる経費の他、特に必要と認める経費とする。

ウ 消毒に要する経費

(ア) 消毒薬剤費

養殖施設、車両、網、長靴等の消毒に用いた薬剤の経費とする。

(イ) 賃金

養殖施設等の消毒を行うため特別に必要となる作業のための雇上げ等、特に必要と認める経費とする。

(ウ) 消耗品費

容器、長靴、ゴム手袋、噴霧器等を調達するのに要する経費とする。

(エ) その他特に必要と認める経費

(ア) から (ウ) に掲げる経費の他、特に必要と認める経費とする。

エ その他必要と認める経費

アからウに掲げる経費の他、特に必要と認める経費とする。

(2) まん延防止適正推進対策

都道府県職員が行う損失額把握のための履行状況の確認に要する旅費の相当額とする。

別添5－2

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
(北海道農政事務所長)
(沖縄総合事務局長)

都道府県知事 印

特定疾病まん延防止措置の実施について

消費・安全対策交付金実施要領について（平成17年4月1日付け16消安第10272号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、特定疾病まん延防止措置の実施について別添5－3のとおり事業実施計画書を提出する。

別添5－3

年度特定疾病まん延防止措置（交付対象事業）事業実施計画書

1 事業の内容

ア まん延防止措置推進対策

表 特定疾病まん延防止措置

実施時期	実施場所	特定疾病名と水産動植物名	まん延防止措置の内容	担当機関

イ まん延防止適正推進対策

実施時期	実施場所	担当機関	備考

2 経費の配分

事業種類	事業費	備考
	千円	
合計		

(注) 事業種類欄は、別添5－1の4の項目別に明記すること。

3 添付書類

特定疾病まん延防止措置実施内容書（別添5－4）

特定疾病まん延防止措置実施内容書

都道府県名

- 1 特定疾病発生確認時期
- 2 特定疾病発生確認場所
- 3 特定疾病発生確認方法及び確定診断実施者
- 4 確認された特定疾病
- 5 特定疾病が確認された水産動植物
- 6 都道府県知事の命令に基づくまん延防止措置の内容

実施時期	まん延防止措置	対象水産動物、施設等		所有者又は管理者	備考 (所在地等)
		種類	数量 (kg,尾,m ²)		

7 都道府県知事の命令に基づくまん延防止措置の実施に要する経費

まん延防止措置の経費						備考
事業種類	品名	規格	数量	単価 (円)	事業費 (円)	
合 計						

注1：特定疾病発生養殖場の施設概要図及び周辺の養殖場との位置関係等を示す配置概要図を添付し、まん延防止措置の対象を示すこと。

2：各経費の算出基礎（実勢単価等）を添付すること。

3：各経費の証拠書類を添付すること。

4：水産動植物の価値相当分に要する経費は、数量×単価×5/10とし、事業費の欄に記載すること。

5：補償金額決定通知書（写し）を添付すること。ただし、都道府県が別添5-1の4の（1）で示す算式と同じ算式で損失補償額を決定する場合には、実勢単価の提示により、これに代えることができる。

6：都道府県職員が確認した数量を記載した書類を添付すること（立会日、立会人の氏名等を明記）。

- 8 まん延防止措置の効果
- 9 その他特記事項

別記様式第1号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
(北海道農政事務所長)
(沖縄総合事務局長)

(地方公共団体の長)

氏 名 印

〇〇年度消費・安全対策交付金の交付金交付決定前着手（着工）届

消費・安全対策交付金事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手（着工）いたしたいのでお届けします。

記

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手（着工）から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

目標名 及び事 業メニ ュー	事業実 施主体	事業内容 (施設区分)	事業量	事業費	着手 (着工) 予定 年月日	完了 (竣工) 予定 年月日	理由

(注) 食料安全保障確立対策推進交付金については、着手届
食料安全保障確立対策整備交付金については、着工届とする。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

(事業実施主体) 殿

所在地
商号又は名称
代表者 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加にあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) 農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。